

令和元年度 公民館運営審議会資料

日 時：令和元年8月8日(木)午後2時から
場 所：802会議室

[目次]

| | 頁 |
|-------------------------------|---------|
| 1 公民館設置状況 | 1 ~ 4 |
| 2 公民館利用状況 | 5 ~ 6 |
| 3 令和元年度主要施策に係る現状と課題 | 7 ~ 12 |
| 4 平成30年度事業実績報告書 | 13 ~ 15 |
| 5 その他資料 | 16 ~ 54 |

富山市教育委員会

II 社会教育施設

1 公民館

(1) 公民館設置状況

(平成31年3月末日現在)

| 区分 | 公民館名 | 独併別 | 所在地 | 電話 | 地積(m ²) | 延床面積(m ²) | 構造 | 人口(人) | 世帯数(世帯) | 館長(人) | 公民館主事(人) | 建設年月 |
|----|------|-----|----------------|----------|--------------------------------|------------------------------|----------|--------|---------|-------|----------|--------|
| 1 | 総曲輪 | 併 | 大手町6番14号 | 421-2644 | — | 富山市民プラザ内 (268.75) | 鉄筋 4F | 2,068 | 1,091 | 1 | 1 | H1.12 |
| 2 | 愛宕 | 独 | 愛宕町一丁目5番13号 | 432-3410 | 829.61 | 351.57 | 鉄筋 2F | 4,452 | 2,177 | 1 | 1 | S63.3 |
| 3 | 安野屋 | 独 | 安野屋町一丁目1番48号 | 442-4331 | 695.00 | 357.23 | 鉄筋 2F | 2,960 | 1,419 | 1 | 1 | S55.3 |
| 4 | 八人町 | 独 | 八人町5番17号 | 441-9833 | 小学校敷地 (323.40) | 340.50 | 鉄骨 2F | 1,916 | 1,009 | 1 | 1 | S61.3 |
| 5 | 五番町 | 独 | 辰巳町一丁目2番8号 | 421-8306 | 270.54 | 350.79 | 鉄筋 2F | 3,387 | 1,747 | 1 | 1 | H2.3 |
| 6 | 柳町 | 独 | 弥生町一丁目12番22号 | 433-0620 | 1,698.81 | 543.87 | 鉄骨 平 | 6,032 | 3,126 | 1 | 1 | H25.3 |
| 7 | 清水町 | 独 | 清水町八丁目1番31号 | 422-4510 | 2,194.04 | 450.00 | 鉄骨 平 | 4,229 | 2,053 | 1 | 1 | H24.2 |
| 8 | 星井町 | 独 | 西中野町二丁目1番24号 | 492-2260 | 公園敷地 (1,209.00) | 350.40 | 鉄筋 2F | 2,496 | 1,260 | 1 | 1 | H1.3 |
| 9 | 西田地方 | 独 | 相生町5番17号 | 422-4491 | 661.75 | 457.60 | 鉄筋 2F | 6,547 | 3,101 | 1 | 1 | H6.3 |
| 10 | 堀川 | 独 | 堀川小泉町一丁目18番13号 | 421-0816 | 1,303.17 | 807.00 | 鉄骨 2F | 11,898 | 5,670 | 1 | 2 | H21.5 |
| 11 | 堀川南 | 独 | 本郷町243番地45 | 492-3450 | 1,533.32 | 526.77 | 鉄筋 2F | 14,965 | 6,440 | 1 | 2 | S56.3 |
| 12 | 光陽 | 独 | 二口町一丁目12番3号 | 493-2021 | 1,066.42 | 420.00 | 鉄骨 平 | 8,850 | 4,133 | 1 | 1 | H13.12 |
| 13 | 東部 | 独 | 石金一丁目2番13号 | 424-0259 | 1,500.00 | 599.01 | 鉄筋 2F | 8,441 | 4,243 | 1 | 2 | H12.7 |
| 14 | 奥田 | 独 | 奥田新町3番1号 | 431-1875 | 2,000.00 | 640.66 | 鉄骨 平 | 10,555 | 5,049 | 1 | 2 | H28.7 |
| 15 | 奥田北 | 独 | 下新北町2番11号 | 442-3197 | 公園敷地 | 642.23 | 鉄筋 2F | 8,218 | 3,677 | 1 | 1 | S53.12 |
| 16 | 桜谷 | 独 | 田刈屋279番地 | 432-5607 | 640.85 一部小学校敷地 (236.72) | 368.16 | 鉄筋 2F | 5,703 | 2,462 | 1 | 1 | S61.3 |
| 17 | 五福 | 併 | 五福4431番地1 | 441-7079 | 1,900.69 | 665.13 | 鉄骨 2F | 9,896 | 5,175 | 1 | 2 | H20.5 |
| 18 | 神明 | 独 | 高田88番地9 | 421-0725 | 821.00 | 360.89 | 鉄筋 2F | 4,303 | 1,809 | 1 | 1 | S60.3 |
| 19 | 岩瀬 | 併 | 岩瀬御蔵町1番地 | 438-4705 | 小学校敷地 | 808.37 | 鉄筋 平 | 3,328 | 1,536 | 1 | 2 | H17.2 |
| 20 | 萩浦 | 独 | 高島町二丁目11番36号 | 437-7923 | 小学校敷地 (524.70) | 358.30 | 鉄筋 2F | 5,938 | 2,519 | 1 | 1 | S59.3 |
| 21 | 大広田 | 独 | 東富山寿町二丁目1番14号 | 437-9480 | 1,867.34 | 557.07 | 鉄筋 2F | 7,867 | 3,212 | 1 | 1 | S62.3 |
| 22 | 浜黒崎 | 独 | 浜黒崎3295番地12 | 437-9371 | 1,789.73 | 357.27 | 鉄筋 2F | 2,565 | 1,066 | 1 | 1 | S59.3 |
| 23 | 針原 | 併 | 針原中町901番地2 | 451-2555 | 針原コミュニティ センター (2,858.54) | 針原コミュニティ センター (378.45) | 鉄筋 2F | 4,168 | 1,754 | 1 | 1 | S55.3 |

| 区分 | 公民館名 | 独併別 | 所在地 | 電話 | 地積(m ²) | 延床面積(m ²) | 構造 | 人口(人) | 世帯数(世帯) | 館長(人) | 公民館主事(人) | 建設年月 |
|----|------|-----|--------------|----------|------------------------|-----------------------|--------|--------|---------|-------|----------|--------|
| 24 | 豊田 | 独 | 豊田本町一丁目2番5号 | 438-6321 | 2,236.10 | 994.96 | 重量鉄骨2F | 15,298 | 6,353 | 1 | 2 | H29.9 |
| 25 | 広田 | 併 | 新屋1番地3 | 451-5601 | 広田コミュニティセンター(791.00) | 広田コミュニティセンター(360.56) | 鉄筋2F | 9,508 | 4,303 | 1 | 1 | S60.3 |
| 26 | 新庄 | 独 | 新庄町一丁目3番16号 | 432-8680 | 1,777.64 | 708.35 | 鉄筋2F | 12,348 | 5,478 | 1 | 2 | H8.3 |
| 27 | 新庄北 | 独 | 新庄本町二丁目4番11号 | 452-0090 | 小学校敷地(22,492.20) | 667.33 | 鉄筋平 | 12,672 | 5,588 | 1 | 2 | H22.1 |
| 28 | 藤ノ木 | 独 | 藤木1246番地 | 492-3404 | 小学校敷地(950.10) | 572.12 | 鉄筋2F | 15,851 | 6,445 | 1 | 2 | S56.3 |
| 29 | 山室 | 独 | 中市二丁目8番76号 | 423-5979 | 1,934.83 | 604.30 | 鉄筋2F | 11,832 | 5,488 | 1 | 2 | H11.2 |
| 30 | 山室中部 | 独 | 山室荒屋84番地 | 492-6594 | 1,200.00 | 358.30 | 鉄筋2F | 11,462 | 4,730 | 1 | 2 | S56.3 |
| 31 | 太田 | 独 | 太田351番地2 | 492-0598 | 1,500.00 | 539.04 | 鉄骨平 | 5,938 | 2,449 | 1 | 1 | H26.3 |
| 32 | 蜷川 | 独 | 赤田50番地 | 421-2971 | 1,476.41 | 533.08 | 鉄筋2F | 13,708 | 6,083 | 1 | 2 | S57.3 |
| 33 | 新保 | 併 | 新保306番地1 | 429-0001 | 新保文化会館(2,429.78) | 新保文化会館(993.92) | 鉄筋2F | 5,172 | 2,220 | 1 | 1 | S57.10 |
| 34 | 熊野 | 併 | 悪王寺128番地 | 429-1211 | 富南会館(2,682.24) | 富南会館(1,040.40) | 鉄骨平 | 7,291 | 2,840 | 1 | 1 | H28.5 |
| 35 | 月岡 | 独 | 上千俵町509番地 | 429-0201 | 978.29(内借地221.44) | 545.46 | 鉄筋2F | 6,587 | 2,654 | 1 | 1 | S58.3 |
| 36 | 四方 | 併 | 四方142番地1 | 435-0002 | 和合コミュニティセンター(4,089.66) | 和合コミュニティセンター(745.00) | 鉄筋平 | 3,448 | 1,385 | 1 | 1 | H8.3 |
| 37 | 八幡 | 独 | 八町東262番地 | 435-0004 | 4,989.35 | 1,192.84 | 鉄筋平 | 2,403 | 952 | 1 | 1 | S61.7 |
| 38 | 草島 | 独 | 草島143番地89 | 435-3975 | 338.00 | 354.91 | 鉄筋2F | 2,915 | 1,180 | 1 | 1 | S55.3 |
| 39 | 倉垣 | 独 | 布目3967番地 | 435-3851 | 1,500.75 | 449.14 | 鉄骨平 | 3,142 | 1,258 | 1 | 1 | H29.6 |
| 40 | 呉羽 | 併 | 呉羽町2920番地 | 436-5172 | 呉羽会館(7,484.47) | 呉羽会館内(2,143.70) | 鉄筋2F | 12,612 | 5,371 | 1 | 2 | H24.3 |
| 41 | 長岡 | 独 | 長岡9397番地1 | 442-4350 | 保育所敷地 | 357.23 | 鉄筋2F | 4,106 | 1,692 | 1 | 1 | S55.3 |
| 42 | 寒江 | 独 | 本郷中部263番地 | 434-2680 | 907.03 | 357.27 | 鉄筋2F | 1,705 | 636 | 1 | 1 | S59.3 |
| 43 | 古沢 | 独 | 古沢498番地 | 434-1227 | 499.00 | 375.54 | 鉄筋2F | 1,665 | 914 | 1 | 1 | S57.10 |
| 44 | 老田 | 独 | 中老田216番地2 | 434-4456 | 693.00 | 365.01 | 鉄筋2F | 3,350 | 1,306 | 1 | 1 | S57.3 |
| 45 | 池多 | 独 | 西押川1380番地1 | 436-5300 | 1,030.00 | 360.55 | 鉄筋2F | 1,020 | 397 | 1 | 1 | S60.3 |
| 46 | 水橋中部 | 併 | 水橋館町312番地1 | 478-0132 | 水橋ふるさと会館(7,618.14) | 水橋ふるさと会館(1,221.80) | 鉄筋平 | 3,609 | 1,614 | 1 | 2 | H9.3 |
| 47 | 水橋西部 | 併 | 水橋辻ヶ堂129番地1 | 478-5741 | 3,389.37 | 737.25 | 鉄骨平 | 4,030 | 1,720 | 1 | 2 | H18.10 |

| 区分 | 公民館名 | 独併別 | 所在地 | 電話 | 地積(m ²) | 延床面積(m ²) | 構造 | 人口(人) | 世帯数(世帯) | 館長(人) | 公民館主事(人) | 建設年月 |
|----|------|-----|-------------|----------|-----------------------|-----------------------|------|--------|---------|-------|----------|--------|
| 48 | 水橋東部 | 独 | 水橋小池146番地1 | 478-3252 | 1,556.00 | 378.43 | 鉄筋2F | 1,932 | 796 | 1 | 1 | H7.3 |
| 49 | 三郷 | 併 | 水橋小路34番地 | 478-2070 | 1,860.37 | 三郷コミュニティセンター(385.46) | 鉄筋2F | 4,013 | 1,697 | 1 | 1 | H2.3 |
| 50 | 上条 | 独 | 水橋石割73番地1 | 478-1651 | 1,317.21 | 391.57 | 鉄筋2F | 1,734 | 611 | 1 | 1 | H9.3 |
| 51 | 大沢野 | 併 | 高内365番地 | 467-1171 | 生涯学習センター(6,217.99) | 生涯学習センター内(107.25) | 鉄筋4F | 11,714 | 4,709 | 1 | 0 | H2.7 |
| 52 | 大久保 | 併 | 下大久保1776番地1 | 467-0001 | 大久保ふれあいセンター(6,021.82) | 大久保ふれあいセンター内(168.20) | 鉄筋2F | 7,416 | 2,848 | 1 | 0 | H16.3 |
| 53 | 船峯 | 併 | 坂本482番地 | 468-1519 | 7,377.06 | 331.20 | 鉄筋2F | 2,111 | 1,026 | 1 | 0 | S52.3 |
| 54 | 小羽 | 併 | 小羽361番地 | 468-0668 | 1,560.23 | 331.20 | 鉄筋2F | 262 | 113 | 1 | 0 | S52.10 |
| 55 | 下夕北部 | 併 | 布尻991番地 | 485-2002 | 1,364.88 | 331.20 | 鉄筋2F | 204 | 74 | 1 | 0 | S53.10 |
| 56 | 下夕南部 | 併 | 舟渡66番地 | 484-1202 | 1,237.26 | 397.20 | 鉄筋2F | 129 | 62 | 1 | 0 | S54.11 |
| 57 | 細入 | 独 | 楡原1077番地 | 485-9004 | 1,998.05 | 1,675.84 | 鉄筋4F | 971 | 390 | 1 | 2 | S61.3 |
| 58 | 細入南部 | 併 | 猪谷851番地1 | 484-1002 | 5,078.72 | 370.41 | 鉄骨2F | 295 | 125 | 1 | 1 | H23.6 |
| 59 | 上滝 | 併 | 上滝534番地1 | 483-1237 | 695.57 | 563.17 | 鉄筋2F | 2,878 | 1,182 | 1 | 1 | H1.11 |
| 60 | 大庄 | 併 | 田畠97番地1 | 483-2340 | 6,113.40 | 1,055.07 | 鉄骨平 | 5,170 | 1,862 | 1 | 1 | H19.9 |
| 61 | 小見 | 併 | 小見255番地13 | 482-1202 | 5,999.84 | 678.17 | 木造平 | 549 | 236 | 1 | 1 | H18.11 |
| 62 | 福沢 | 併 | 東福沢3550番地 | 483-1811 | 5,907.28 | 613.11 | 木造平 | 946 | 401 | 1 | 1 | H13.3 |
| 63 | 文珠寺 | 独 | 文珠寺1300番地4 | 483-1633 | 1,732.64 | 423.05 | 鉄筋2F | 231 | 95 | 1 | 1 | S57.12 |
| 64 | 牧 | 併 | 牧803番地 | 481-1548 | 4,186.00 | 482.33 | 鉄筋2F | 60 | 30 | 1 | 1 | H10.12 |
| 65 | 八尾 | 独 | 八尾町福島80 | 454-5405 | 3,138.00 | 1,495.97 | 鉄筋2F | 2,164 | 898 | 1 | 1 | S51.6 |
| 66 | 保内 | 独 | 八尾町新田101番地 | 454-3622 | 2,378.97 | 892.80 | 鉄筋2F | 7,217 | 2,881 | 1 | 2 | *H23.3 |
| 67 | 杉原 | 独 | 八尾町大杉12番地 | 455-2570 | 1,983.63 | 971.09 | 鉄筋2F | 7,002 | 2,411 | 1 | 2 | *H24.3 |
| 68 | 卯花 | 併 | 八尾町下笹原42番地1 | 455-1090 | 1,917.06 | 739.58 | 鉄筋2F | 831 | 326 | 1 | 2 | S58.3 |
| 69 | 室牧 | 併 | 八尾町中242番地 | 455-1069 | 9,227.96 | 1,246.47 | 木造平 | 428 | 162 | 1 | 1 | H18.11 |
| 70 | 黒瀬谷 | 独 | 八尾町榎尾162番地 | 455-1074 | 2,444.00 | 416.97 | 鉄筋2F | 1,229 | 410 | 1 | 2 | S56.10 |
| 71 | 野積 | 併 | 八尾町水口242番地 | 454-3001 | 8,362.61 | 2,312.49 | 木造平 | 745 | 352 | 1 | 2 | H18.10 |

| 区分 | 公民館名 | 独 併 別 | 所在地 | 電話 | 地積(m ²) | 延床面積(m ²) | 構造 | 人口(人) | 世帯数 (世帯) | 館長 (人) | 公民館主 事 (人) | 建設 年月 |
|----|---------|-------------|---------------|----------|---------------------|-----------------------|----------|--------|-------------|-----------|------------------|----------|
| 72 | 仁 歩 | 併 | 八尾町三ツ松14番地1 | 458-1101 | 6,656.00 | 703.58 | 鉄骨 平 | 175 | 68 | 1 | 1 | H18.3 |
| 73 | 大 長 谷 | 併 | 八尾町内名88番地 | 458-1400 | 4,640.00 | 792.21 | 鉄骨 平 | 53 | 33 | 1 | 1 | H10.7 |
| 74 | 速 星 | 独 | 婦中町砂子田1番地1 | 465-6056 | 3,522.00 | 1,429.06 | 鉄筋 2F | 12,163 | 4,648 | 1 | 2 | H14.10 |
| 75 | 鶉 坂 | 独 | 婦中町上田島18番地1 | 465-2494 | 4,320.90 | 1,436.81 | 鉄筋 2F | 11,916 | 4,511 | 1 | 1 | H18.3 |
| 76 | 朝 日 | 併 | 婦中町下条281番地 | 469-2495 | 1,728.95 | 795.82 | 鉄骨 2F | 1,456 | 503 | 1 | 1 | S59.3 |
| 77 | 宮 川 | 併 | 婦中町広田4178番地 | 465-5119 | 3,617.37 | 811.10 | 鉄骨 2F | 2,288 | 795 | 1 | 1 | H6.11 |
| 78 | 婦 中 熊 野 | 独 | 婦中町堀657番地 | 465-2495 | 2,129.76 | 769.28 | 鉄筋 2F | 3,450 | 1,283 | 1 | 1 | H1.3 |
| 79 | 古 里 | 併 | 婦中町羽根6番地 | 469-2496 | 3,252.86 | 1,112.06 | 鉄骨 2F | 3,962 | 1,545 | 1 | 1 | H10.10 |
| 80 | 音 川 | 併 | 婦中町外輪野6324番地1 | 469-2498 | 1,166.57 | 685.71 | 木造 2F | 1,407 | 479 | 1 | 1 | H17.3 |
| 81 | 神 保 | 併 | 婦中町上吉川403番地1 | 469-2497 | 6,513.81 | 1,129.38 | 木造 2F | 4,918 | 1,673 | 1 | 1 | H14.6 |
| 82 | 山 田 | 併 | 山田湯880番地 | 457-2055 | 2,582.00 | 862.35 | 鉄骨 4F | 1,431 | 512 | 1 | 1 | S52.6 |

備考 独…単独の公民館（地区センター、図書館分館含む）。

併…公民館と地区コミュニティセンター等が併設。

*については、大規模改修及び耐震補強を実施。

公民館利用状況

(平成31年3月末現在)

| 区 分 | | 28年度(人) | 29年度(人) | 30年度(人) A | 地区人口 B | 1人あたり 利用回数 (A/B) |
|-----|---------|---------|---------|--------------|-----------|------------------------|
| 1 | 総 曲 輪 | 4,976 | 5,146 | 5,861 | 2,068 | 2.83 |
| 2 | 愛 宕 | 8,212 | 7,532 | 7,425 | 4,452 | 1.67 |
| 3 | 安 野 屋 | 6,412 | 5,753 | 5,618 | 2,960 | 1.90 |
| 4 | 八 人 町 | 4,712 | 5,265 | 3,820 | 1,916 | 1.99 |
| 5 | 五 番 町 | 7,435 | 5,762 | 5,765 | 3,387 | 1.70 |
| 6 | 柳 町 | 9,122 | 10,174 | 9,753 | 6,032 | 1.62 |
| 7 | 清 水 町 | 15,852 | 15,780 | 15,591 | 4,229 | 3.69 |
| 8 | 星 井 町 | 7,548 | 6,580 | 6,898 | 2,496 | 2.76 |
| 9 | 西 田 地 方 | 10,188 | 10,698 | 10,016 | 6,547 | 1.53 |
| 10 | 堀 川 | 22,330 | 26,052 | 11,018 | 11,898 | 0.93 |
| 11 | 堀 川 南 | 11,220 | 11,532 | 11,703 | 14,965 | 0.78 |
| 12 | 光 陽 | 17,850 | 16,353 | 10,565 | 8,850 | 1.19 |
| 13 | 東 部 | 16,395 | 15,965 | 13,241 | 8,441 | 1.57 |
| 14 | 奥 田 | 16,529 | 18,642 | 23,174 | 10,555 | 2.20 |
| 15 | 奥 田 北 | 14,056 | 12,832 | 13,042 | 8,218 | 1.59 |
| 16 | 桜 谷 | 6,905 | 6,548 | 5,635 | 5,703 | 0.99 |
| 17 | 五 福 | 8,762 | 8,504 | 7,671 | 9,896 | 0.78 |
| 18 | 神 明 | 6,827 | 6,440 | 6,274 | 4,303 | 1.46 |
| 19 | 岩 瀬 | 16,136 | 16,797 | 13,613 | 3,328 | 4.09 |
| 20 | 菥 浦 | 11,994 | 11,449 | 11,075 | 5,938 | 1.87 |
| 21 | 大 広 田 | 12,226 | 12,018 | 11,035 | 7,867 | 1.40 |
| 22 | 浜 黒 崎 | 4,330 | 4,361 | 4,667 | 2,565 | 1.82 |
| 23 | 針 原 | 3,910 | 3,785 | 3,360 | 4,168 | 0.81 |
| 24 | 豊 田 | 15,304 | 16,442 | 20,339 | 15,298 | 1.33 |
| 25 | 広 田 | 6,856 | 6,137 | 6,197 | 9,508 | 0.65 |
| 26 | 新 庄 | 18,797 | 15,708 | 16,214 | 12,348 | 1.31 |
| 27 | 新 庄 北 | 17,730 | 15,866 | 16,237 | 12,672 | 1.28 |
| 28 | 藤 ノ 木 | 11,980 | 11,902 | 11,437 | 15,851 | 0.72 |
| 29 | 山 室 | 18,538 | 18,424 | 18,619 | 11,832 | 1.57 |
| 30 | 山 室 中 部 | 11,881 | 11,552 | 11,807 | 11,462 | 1.03 |
| 31 | 太 田 | 7,649 | 6,866 | 6,467 | 5,938 | 1.09 |
| 32 | 蛭 川 | 14,695 | 14,066 | 14,227 | 13,708 | 1.04 |
| 33 | 新 保 | 11,075 | 9,092 | 10,451 | 5,172 | 2.02 |
| 34 | 熊 野 | 11,514 | 14,093 | 12,718 | 7,291 | 1.74 |
| 35 | 月 岡 | 7,370 | 7,331 | 6,932 | 6,587 | 1.05 |
| 36 | 四 方 | 14,117 | 13,377 | 12,247 | 3,448 | 3.55 |
| 37 | 八 幡 | 13,066 | 12,701 | 10,272 | 2,403 | 4.27 |
| 38 | 草 島 | 8,416 | 9,272 | 7,124 | 2,915 | 2.44 |
| 39 | 倉 垣 | 2,630 | 2,706 | 4,190 | 3,142 | 1.33 |
| 40 | 呉 羽 | 19,036 | 21,609 | 12,304 | 12,612 | 0.98 |

(平成31年3月末現在)

| 区 分 | | 28年度(人) | 29年度(人) | 30年度(人) A | 地区人口 B | 1人あたり 利用回数 (A/B) |
|-----|------|---------|---------|--------------|-----------|------------------------|
| 41 | 長岡 | 4,307 | 4,004 | 4,021 | 4,106 | 0.98 |
| 42 | 寒江 | 3,970 | 3,310 | 3,366 | 1,705 | 1.97 |
| 43 | 古沢 | 3,584 | 3,412 | 2,118 | 1,665 | 1.27 |
| 44 | 老田 | 5,144 | 4,136 | 3,576 | 3,350 | 1.07 |
| 45 | 池多 | 1,881 | 1,898 | 1,878 | 1,020 | 1.84 |
| 46 | 水橋中部 | 19,467 | 20,101 | 16,390 | 3,609 | 4.54 |
| 47 | 水橋西部 | 15,293 | 14,301 | 6,724 | 4,030 | 1.67 |
| 48 | 水橋東部 | 6,254 | 5,697 | 5,870 | 1,932 | 3.04 |
| 49 | 三郷 | 6,376 | 6,750 | 6,877 | 4,013 | 1.71 |
| 50 | 上条 | 5,034 | 4,717 | 4,944 | 1,734 | 2.85 |
| 51 | 大沢野 | 1,402 | 2,464 | 2,675 | 11,714 | 0.23 |
| 52 | 大久保 | 1,240 | 1,269 | 1,061 | 7,416 | 0.14 |
| 53 | 船峯 | 2,130 | 1,879 | 1,941 | 2,111 | 0.92 |
| 54 | 小羽 | 1,462 | 1,360 | 1,150 | 262 | 4.39 |
| 55 | 下夕北部 | 2,119 | 2,355 | 2,109 | 204 | 10.34 |
| 56 | 下夕南部 | 2,550 | 2,106 | 1,955 | 129 | 15.16 |
| 57 | 上滝 | 11,344 | 9,318 | 7,347 | 2,878 | 2.55 |
| 58 | 大庄 | 19,832 | 17,565 | 12,292 | 5,170 | 2.38 |
| 59 | 小見 | 3,981 | 3,745 | 3,638 | 549 | 6.63 |
| 60 | 福沢 | 4,193 | 4,563 | 5,447 | 946 | 5.76 |
| 61 | 文珠寺 | 2,143 | 2,204 | 2,046 | 231 | 8.86 |
| 62 | 牧 | 1,076 | 949 | 762 | 60 | 12.70 |
| 63 | 八尾 | 3,116 | 2,977 | 2,148 | 2,164 | 0.99 |
| 64 | 保内 | 9,964 | 10,435 | 6,335 | 7,217 | 0.88 |
| 65 | 杉原 | 12,359 | 12,202 | 9,398 | 7,002 | 1.34 |
| 66 | 卯花 | 2,863 | 2,711 | 2,297 | 831 | 2.76 |
| 67 | 室牧 | 3,695 | 2,690 | 2,489 | 428 | 5.82 |
| 68 | 黒瀬谷 | 1,993 | 2,167 | 1,625 | 1,229 | 1.32 |
| 69 | 野積 | 11,344 | 10,124 | 9,674 | 745 | 12.99 |
| 70 | 仁歩 | 1,414 | 986 | 740 | 175 | 4.23 |
| 71 | 大長谷 | 2,897 | 2,522 | 2,282 | 53 | 43.06 |
| 72 | 速星 | 43,507 | 41,510 | 33,899 | 12,163 | 2.79 |
| 73 | 鵜坂 | 36,574 | 35,906 | 28,109 | 11,916 | 2.36 |
| 74 | 朝日 | 11,513 | 11,986 | 11,471 | 1,456 | 7.88 |
| 75 | 宮川 | 11,254 | 10,548 | 8,579 | 2,288 | 3.75 |
| 76 | 婦中熊野 | 9,441 | 11,077 | 8,977 | 3,450 | 2.60 |
| 77 | 古里 | 10,998 | 9,309 | 6,372 | 3,962 | 1.61 |
| 78 | 音川 | 9,054 | 7,867 | 7,102 | 1,407 | 5.05 |
| 79 | 神保 | 15,145 | 15,072 | 11,046 | 4,918 | 2.25 |
| 80 | 山田 | 6,411 | 6,123 | 5,671 | 1,431 | 3.96 |
| 81 | 細入 | 2,425 | 2,433 | 2,185 | 971 | 2.25 |
| 82 | 細入南部 | 2,082 | 1,955 | 1,886 | 295 | 6.39 |
| 計 | | 787,412 | 769,815 | 675,074 | | |

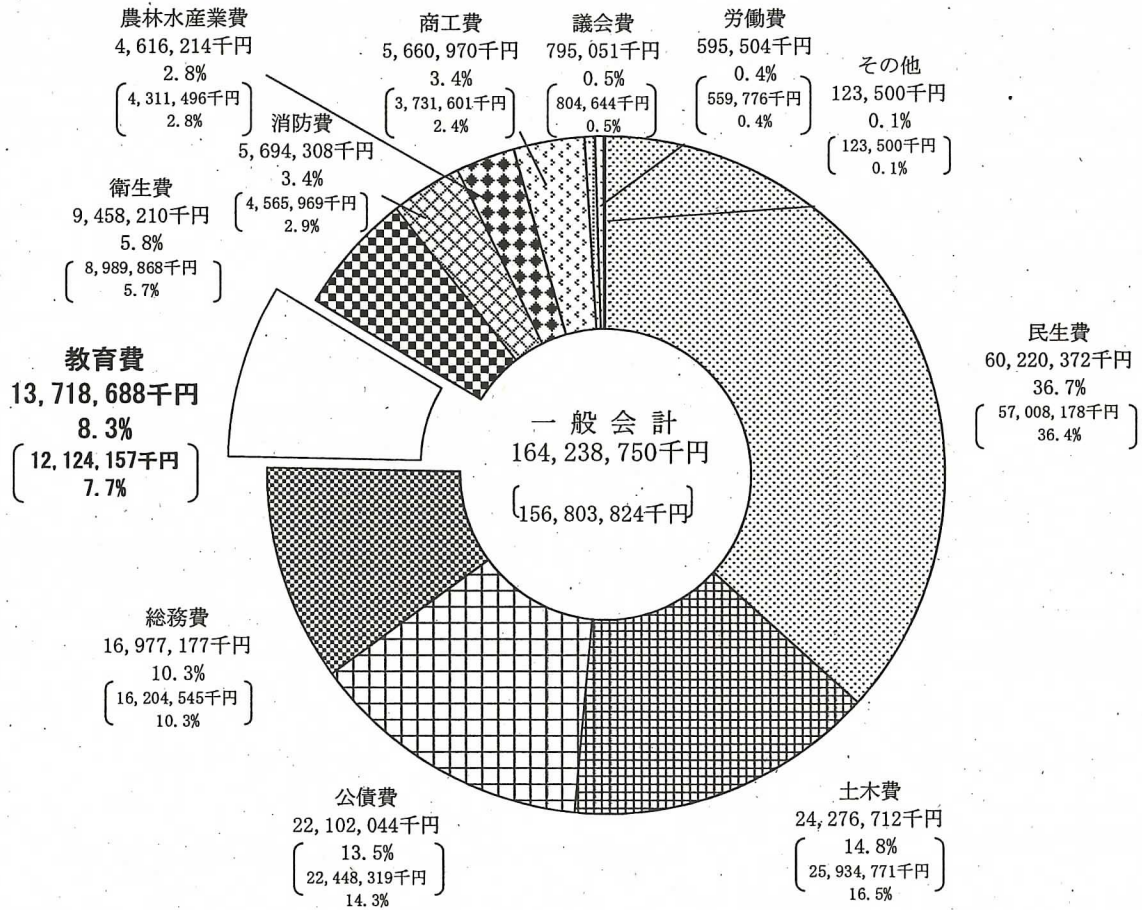
[令和元年度主要施策に係る現状と課題]

教育財政

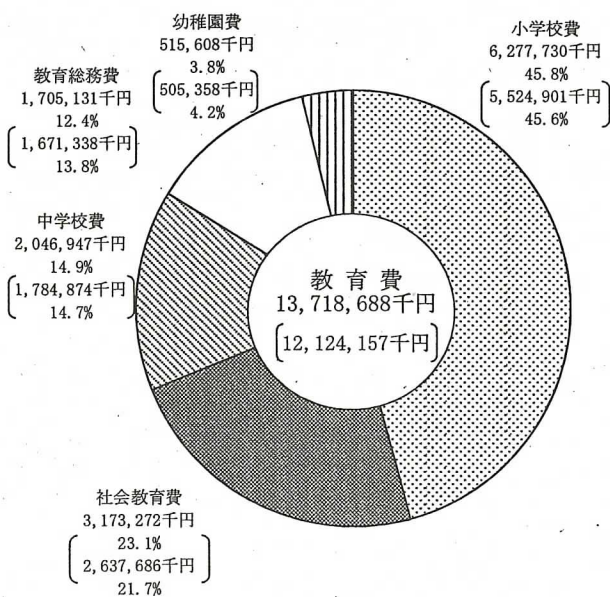
令和元年度教育予算 当初予算概要

() 内は平成30年度

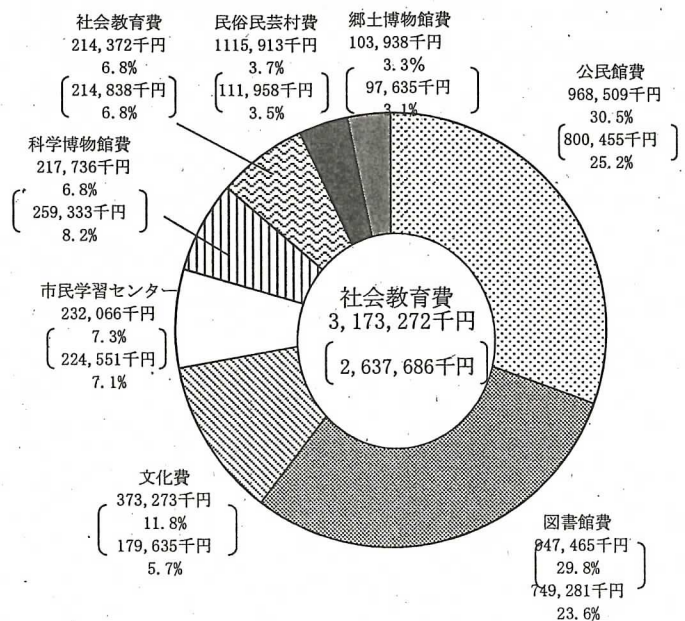
(1) 一般会計款別図表



(2) 教育費目的別構成図表



(3) 社会教育費目的別構成図表



公民館関係当初予算比較表

単位:千円

| 事業名 | 令和元年度 (A) | 平成30年度 (B) | 増減 | | 備 考 |
|------------------|--------------|---------------|---------|--------|-----------------------------|
| | | | (A)-(B) | 率 | |
| 生涯学習推進事業費 | 15,981 | 16,713 | ▲ 732 | ▲ 4.4% | 負担金の減(とやまインターネット市民塾推進協議会) |
| うち子どもかがやき教室事業 | 10,458 | 10,466 | ▲ 8 | ▲ 0.1% | |
| うち人権教育推進事業 | 900 | 900 | 0 | 0.0% | |
| ふるさとづくり推進事業費 | 36,630 | 36,730 | ▲ 100 | ▲ 0.3% | |
| うち委託事業 | 10,660 | 10,660 | 0 | 0.0% | |
| うち補助事業 | 25,970 | 26,070 | ▲ 100 | ▲ 0.4% | 人口区分変更に伴う地域づくりふれあい総合事業補助金の減 |
| 公民館管理運営事務費 | 330,324 | 333,785 | ▲ 3,461 | ▲ 1.0% | |
| うち公民館関係職員人件費 | 280,898 | 283,488 | ▲ 2,590 | ▲ 0.9% | 超過勤務手当の減 |
| 公民館類似施設補助事業費 | 20,022 | 17,580 | 2,442 | 13.9% | 実施予定調査に基づく増 |
| 公民館類似施設整備資金貸付事業費 | 12,000 | 0 | 12,000 | - | 貸付希望調査に基づく増 |
| 公民館建設事業費 | 592,026 | 435,053 | 156,973 | 36.1% | 建設工事費の増 |
| 地域生涯学習支援事業費 | 14,137 | 14,037 | 100 | 0.7% | 市公連加入公民館の増 |
| 計 | 1,021,120 | 853,898 | 167,222 | 19.6% | |

令和元年度主要施策に係る現状と課題 (所属名 生涯学習課。)

| 主 要 事 業 (項目、予算額(千円)) | 概 要 | 現状の課題・評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|---|----|----|---|---|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 生涯学習推進事業 15,981</p> | <p>1. 子どもかがやき教室事業 10,458千円 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校の余裕教室や体育館、公民館などを活用し、子どもの居場所の確保を図り、地域住民が指導員となり、子どもたちの放課後や学校休業日における学習活動やスポーツ・芸術文化活動、地域交流活動を実施するもの。</p> <p>また、放課後子ども総合プラン運営委員会（PTA、健全育成関係者、学識経験者等で構成）を開催し、児童健全育成事業との連携を含めた効果的な運営の在り方について検討し、総合的な放課後対策の推進を図る。</p> <p><参考>各地域における教室数</p> <table border="1" data-bbox="448 994 1098 1341"> <thead> <tr> <th>年度/ 地域</th> <th>富 山</th> <th>大 沢 野</th> <th>大 山</th> <th>八 尾</th> <th>婦 中</th> <th>山 田</th> <th>細 入</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 人権教育推進事業 900千円 市民が地域社会における様々な活動の中で「人権」について学ぶことができるよう学習機会の充実を図る。</p> <p>3. その他生涯学習推進事業 4,623千円 (生涯学習推進普及啓発事業600千円、社会教育団体支援事業2,497千円、薬師岳美化行進事業609千円等)</p> | 年度/ 地域 | 富 山 | 大 沢 野 | 大 山 | 八 尾 | 婦 中 | 山 田 | 細 入 | 計 | R1 | 27 | 3 | 2 | 4 | 5 | 1 | 1 | 43 | H30 | 27 | 3 | 3 | 4 | 5 | 1 | 1 | 44 | H29 | 27 | 3 | 3 | 5 | 5 | 1 | 1 | 45 | H28 | 27 | 3 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | 46 | H27 | 26 | 3 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | 45 | <p>市内小学校区で実施。子供の数の減少や指導員不足により教室数が減ってきているが、多様な体験活動等それぞれの地域の実情に応じた事業が展開されている。</p> <p>人権フォーラムを開催し人権教育の啓発を図っている。</p> <p>壮年期自己啓発助成事業等の生涯学習普及推進啓発活動や各種社会教育関係団体の活動支援を行っている。</p> |
| 年度/ 地域 | 富 山 | 大 沢 野 | 大 山 | 八 尾 | 婦 中 | 山 田 | 細 入 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1 | 27 | 3 | 2 | 4 | 5 | 1 | 1 | 43 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 27 | 3 | 3 | 4 | 5 | 1 | 1 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 27 | 3 | 3 | 5 | 5 | 1 | 1 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 27 | 3 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | 46 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 26 | 3 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>2. ふるさとづくり 推進事業 36,630</p> | <p>富山市ふるさとづくり推進連絡協議会に次の事業の委託等を行い、ふるさとづくり事業の充実と効果的運用を図る。</p> <p>1. 委託事業 10,660千円 (1)ふるさとづくり推進会議運営委託(82地区) (2)公民館ふるさと講座開催委託(82地区)</p> <p>2. 補助事業 25,970千円 (1)地域づくりふれあい総合事業補助金(82地区) (2)ふるさとづくり推進研修事業補助金 (11ブロック) (3)ふるさと活性化事業補助金 地区ふるさとづくり推進協議会が行う地域活性化に資する事業に対して助成する。</p> <p><参考>ふるさと活性化事業実施地区数の推移</p> <table border="1" data-bbox="531 936 1042 1182"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施地区数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>9地区</td> <td>2,876,000円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>10地区</td> <td>2,605,867円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>13地区</td> <td>2,707,700円</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>10地区</td> <td>1,598,080円</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 実施地区数 | 補助金額 | H30 | 9地区 | 2,876,000円 | H29 | 10地区 | 2,605,867円 | H28 | 13地区 | 2,707,700円 | H27 | 10地区 | 1,598,080円 | <p>各地区ふるさとづくり推進協議会において、それぞれ特色ある事業を展開しており、コミュニティの形成など生涯学習の推進に効果を挙げている。参加する住民が固定されつつあり、幅広く参加者を募ることが課題となっている。</p> <p>地域住民が積極的に参画できる講座の開設や事業内容の充実、地域住民へのPRがさらに求められる。</p> |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|-----|-----|------------|-----|------|------------|-----|------|------------|-----|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年度 | 実施地区数 | 補助金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 9地区 | 2,876,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 10地区 | 2,605,867円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | 13地区 | 2,707,700円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27 | 10地区 | 1,598,080円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 公民館建設事業 592,026</p> | <p>1. 八尾公民館改築事業 [改築工事] ※H30・R元年度継続事業 ①場所 八尾町東町地内 ②敷地面積 1,390.57㎡ ③延床面積 985.29㎡</p> <p>2. 奥田北公民館改築事業 [改築工事] ※R元・2年度継続事業 ①場所 下新北町地内 ②敷地面積 1,973.25㎡ ③延床面積 696.87㎡</p> <p>3. 長岡公民館改築事業 [実施設計] [敷地造成工事]</p> <p>4. 船峯公民館耐震補強及び改修事業 [実施設計]</p> | <p>市立公民館の整備については、耐震化の必要な4館(八尾、奥田北、長岡、船峯)の整備を優先的に行うこととし、その後、施設の老朽化や地域のニーズ等を総合的に勘案しながら順次整備を進めていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4. 公民館類似施設 建設補助事業 20,022</p> | <p>公民館類似施設(自治公民館)の建設費等に対して補助金を交付する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 5. 公民館類似施設 整備資金貸付事 業 12,000 | 公民館類似施設（自治公民館）の新築・改築等の整備を行う際に必要な資金の貸付を行う。 | |
| 6. 地域生涯学習支援 事業 14,137 | 自治公民館等に対する生涯学習活動の支援を行うことにより、地域の活性化を図る。 1 自治公民館活動推進事業 2 まちづくり講師・指導者派遣事業 3 生涯学習団体支援事業 | 地域に密着した生涯学習活動を促進するために、身近で参加しやすい環境づくりに努める。 |

(所属名 大山教育行政センター)

| 主要事業 (項目、予算額(千円)) | 概 要 | 現状の課題・評価 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1. 生涯学習推進事業費 609 | 薬師岳美化行進事業 ・ 青少年健全育成の一環として、引率指導員の派遣など関係団体の協力を得て「第35回薬師岳美化行進」を実施するもの。 (期日) 令和元年8月18日～19日 (参加予定者) 中学生 49人 指導員 13人 | ・ 「ふるさと富山美化大作戦」の一翼を担い、富山市の名峰「薬師岳」の登山道周辺の美化活動を行う、環境保護意識の高揚を図る意義のある事業である。 |

[平成30年度事業実績報告書]

平成30年度事業実績報告

(所属名 生涯学習課)

| 主要事業 (項目、決算額(千円)) | 事業実績内容 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 生涯学習推進事業費 13,106</p> | <p>1. 子どもかがやき教室事業 7,927千円 実施校区 44地区 地域別実施状況 ・富山 27地区 ・大沢野 3地区 ・大山 3地区 ・八尾 4地区 ・婦中 5地区 ・山田 1地区 ・細入 1地区</p> <p>2. 人権教育推進事業 367千円 ・人権フォーラム 平成30年11月28日(水) 講師 増岡 弘 (声優・俳優) 演題 「すべてのものに心を込めて」</p> <p>3. その他生涯学習推進事業費 4,812千円 (生涯学習推進普及啓発事業425千円、社会教育関係団体支援事業2,497千円、薬師岳美化行進事業594千円等)</p> |
| <p>2. ふるさとづくり推進事業費 36,006</p> | <p>1. 委託事業 10,660千円 (1) ふるさとづくり推進会議運営委託 (82地区) (2) 公民館ふるさと講座開催委託 (82地区)</p> <p>2. 補助事業 25,346千円 (1) 地域づくりふれあい総合事業補助金 (82地区) (2) ふるさとづくり推進研修事業補助金 (11ブロック) (3) ふるさと活性化事業補助金 地区ふるさとづくり推進協議会が行う地域活性化に資する事業に対する助成・・・9地区で実施</p> |

| 主 要 事 業 (項目、決算額(千円)) | 事 業 実 績 内 容 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 公民館類似施設建設 補助事業費 7, 7 1 1 | 1. 補助実績 (1) 新築・全面改築 5 館 (2) 修繕 1 5 館 (3) 施設整備 2 館 |
| 4. 公民館類似施設整備 資金貸付事業費 0 | 1. 貸付実績 0 件 |
| 5. 公民館建設事業費 2 0 5, 3 7 2 | 1. 八尾公民館改築事業 [解体工事、建設工事] 2. 奥田北公民館改築事業 [実施設計、地質調査] 3. 長岡公民館改築事業 [用地購入、敷地造成測量設計] |
| 6. 地域生涯学習推進 事業費 1 3, 8 9 5 | 1. 自治公民館活動推進事業 ・自治公民館 6 8 3 館 2. まちづくり講師・指導者派遣事業 ・件数 2 5 件 3. 生涯学習団体支援事業 ・対象 2 団体 |

(所属名：大山教育行政センター)

| 事 業 名 (項目、決算額(千円)) | 事 業 実 績 内 容 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 生涯学習推進事業費 5 9 4 | 薬師岳美化行進事業 ・青少年健全育成の一環として、引率指導員の派遣など関係団体の協力を得て「第34回薬師岳美化行進」を実施した。 (期日) 平成30年8月19日～20日 (参加者) 中学生 46人 指導員 13人 |

[そ の 他 資 料]

| | |
|------------------------------|---------|
| (1) 富山市子どもかがやき教室実施要項 | 17 ~ 18 |
| (2) 子どもかがやき教室実施状況 | 19 |
| (3) ふるさとづくり推進事業の概要 | 20 |
| (4) 富山市公民館ふるさと講座実施要項 | 21 ~ 22 |
| (5) 富山市公民館ふるさと講座実施状況 | 23 ~ 28 |
| (6) 富山市地域づくりふれあい総合事業補助金交付要綱 | 29 ~ 30 |
| (7) 富山市ふるさと活性化事業補助金交付要綱 | 31 ~ 32 |
| (8) 平成30年度ふるさと活性化事業実績 | 33 |
| (9) 富山市公民館及び公民館類似施設建設補助金交付要綱 | 34 ~ 35 |
| (10) 富山市公民館類似施設整備資金貸付要綱 | 36 ~ 39 |
| (11) はつらつ公民館学び支援事業 | 40 |
| (12) 社会教育法(抜粋) | 41 ~ 44 |
| (13) 富山市公民館条例 | 45 ~ 49 |
| (14) 富山市公民館条例施行規則 | 50 ~ 54 |
| (15) とやま公民館学遊ネット | 55 |

富山市子どもかがやき教室実施要項

1 趣 旨

市立公民館や学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、放課後や週末に継続的なスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施する。

2 主 催

富山市教育委員会

3 実施拠点

市教育委員会が指定した校区

4 対象者

市内在住の児童・生徒及び地域ボランティア

5 実施方法

(1)事業は、市教育委員会が指定する日から当該年度の3月31日までの学校休業日等を実施するものとする。

(2)市教育委員会は、この事業の登録申し込みに係る様式を別に定める。

6 活動場所

当該校区の小学校特別教室や体育館等

7 活動内容

子どもたちの多様な体験活動の支援や幅広い世代間とのふれあい交流支援につながる具体的な活動を行う。

(活動例)

- ・ 健康の保持増進、体力の向上を図る活動（ボール運動などの軽スポーツ）
- ・ 個性の伸長を図る活動（文化・創作活動等）
- ・ 自然とのふれあい活動（草花、川、丘陵の生物、地層などの観察等）
- ・ 地域の歴史・文化とのふれあい活動（伝統あそび、史跡調査等）
- ・ 地域の人々とのふれあい活動（祭り、踊り、地域行事への参加等）
- ・ 奉仕的な活動（手話、慰問のための作品創作、公園などの清掃等）
- ・ 社会教育施設等での体験学習（植物園や動物園、公園等での活動）

8 子どもかがやき教室の運営

(1)ふるさとづくり推進協議会、校区地域児童健全育成運営協議会、当該学校長及び教職員、PTA会員の代表、市立公民館長及び社会教育指導員、市立公民館利用団体の代表、自治振興会、その他地域団体の役職員等で運営する。

(2)子どもかがやき教室に係る事務は、当該校区の市立公民館で行う。

9 子どもかがやき教室指導者の配置

- (1) 子どもかがやき教室指導員として、活動指導員及び安全管理指導員を計5名配置する。なお、配置人数に関しては、開催状況や取組内容等、地域の実情に応じて柔軟に対応することができる。
- (2) 市教育委員会は、活動指導員の活動1回につき2,000円、安全管理指導員の活動1回につき1,200円の活動謝礼金を支払うものとする。

10 子どもかがやき教室指導員の役割

- (1) 活動指導員は、活動プログラムの実践や、ボランティアとして協力していただく人材の確保・調整、校区内の関係機関・団体との連絡調整を行う。
- (2) 安全管理指導員は、事業開始前、実施時における活動場所の巡回や事故発生時の対応など子どもたちの安全体制の確保や、活動プログラムの実施におけるサポート、保護者への相談対応等を行う。
- (3) 実施日ごとに「子どもかがやき教室事業実施報告書」（別紙様式）を作成し、市教育委員会へ提出する。

11 活動中の事故に対する補償

事業は市の主催事業とし、参加者及び指導員には、賠償責任保険及び傷害保険を適用する。

12 管理責任

- (1) 活動中及び開設場所への途上、帰宅途上に生じた事故については、市教育委員会が責任を負うものとする。但し、開設場所への途上及び帰宅途上においては合理的な経路（通学路）上にあるときに限るものとする。
- (2) 子どもかがやき教室指導員は、児童及び指導者の安全管理に努めるとともに、学校施設について開錠から施錠まで責任を持って管理するものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

子どもかがやき教室実施状況

平成30年度

| | |
|---------|---------|
| 実施箇所数 | 44箇所 |
| 活動回数 | 1,016回 |
| 子ども参加数 | 18,470人 |
| 指導員数 | 2,893人 |
| ボランティア数 | 2,887人 |

平成29年度

| | |
|---------|---------|
| 実施箇所数 | 45箇所 |
| 活動回数 | 1,011回 |
| 子ども参加数 | 20,720人 |
| 指導員数 | 2,956人 |
| ボランティア数 | 3,118人 |

平成28年度

| | |
|---------|---------|
| 実施箇所数 | 46箇所 |
| 活動回数 | 972回 |
| 子ども参加数 | 21,698人 |
| 指導員数 | 3,083人 |
| ボランティア数 | 3,627人 |

平成27年度

| | |
|---------|---------|
| 実施箇所数 | 45箇所 |
| 活動回数 | 973回 |
| 子ども参加数 | 21,262人 |
| 指導員数 | 3,069人 |
| ボランティア数 | 3,279人 |

※ 令和元年度は、43箇所で開催中。

ふるさとづくり推進事業について

| | 公民館ふるさと講座 | ふるさとづくり推進会議 運営事業 | 地域づくりふれあい総合 事業 | ふるさと活性化事業 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業費 | 委託事業 120,000円 | 委託事業 10,000円 | 補助事業 1地区あたり人口規模に応じて150,000～500,000円 | 補助事業 対象経費の1/2、 ただし要件を満たす場合2/3(重点化) 上限500,000円、 |
| 事業趣旨 | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業(講座)を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | 地域の特性を活かしたコミュニティ活動や地域住民の連帯意識を高める生涯学習の推進を図る。 | 地域住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図る。 | 豊かで魅力ある、ふるさとづくりの実現を図るため新たに実施する事業に対し助成する |
| 対象となる事業例 | (1) 社会的視野を広める一般教養 ・教養講演会 ・社会見学 (2) 社会活動、実践活動を高める学習 ・救急講習会 ・ゴミ分別学習 ・手話教室 (3) 家庭生活の考え方、生き方を培う学習 ・男女共同参画社会座談会 (4) 実際の生活に役立つ知識技能の習得を図る学習 ・健康料理教室 ・身近な法律学習 | ・ふるさとづくり推進協議会の相互の連携を図る会議 ・校下諸団体の連携をもとに世代間交流事業を促進する会議 ・子どもたちに多様な活動の機会を提供するため、学校・家庭・地域の連携を図る会議 | (1) 地域づくりに係る教育的・文化的ふれあい事業 ・文化祭・作品展 ・発表会・講演会 ・演劇、音楽等鑑賞会 (2) 世代間交流ふれあい事業 ・納涼祭・社会見学 ・野外活動・映写会 | (1)対象事業の主な事例 ・郷土史の編纂 ・地域資源マップの作成 ・地域資源学習会及び調査・研究(史跡、獅子舞など) ・防災学習会 ・地域安全マップの作成 |
| 事業に含まれないもの | ・他団体等との金銭面での合同開催によるもの(地域づくりふれあい総合事業の合同も含む) | ・「ふるさとづくり推進事業」の各事業実施に係る直前に実施される打ち合わせ会議など(各事業費に計上してください) | ・ふるさとづくり推進協議会の団体としての事業(総会、反省会等) ・他団体、機関より委託を受けている事業 | ・他団体、機関より委託を受けている事業 |
| 備考 | 市ふるさとづくり推進連絡協議会に委託 | | 各地区ふるさとづくり推進協議会に補助 | 希望する地区ふるさとづくり推進協議会に補助 |

富山市公民館ふるさと講座実施要項

1 趣旨

富山市立公民館を拠点として、地域住民に系統的・継続的な学習の場を提供し、市民の学習意欲を高め、生きがいつくりと、時代や地域に即したふるさとづくりを推進することにより、地域の教育力向上を目指すため、富山市公民館ふるさと講座を実施する。

2 実施方法

富山市ふるさとづくり推進連絡協議会へ委託する。

3 委託の条件

- (1) 講座の学習回数は6回以上、年間学習時間は10時間以上とする。また、1学習あたりの参加人数は10名以上であること。
 - ・ 人権教育の観点からの学習を1回以上行う。(男女共同参画、不登校やいじめ、外国人・障害者との共生社会の実現等。実施にあたっては、校区の女性団体等の関係団体と協議すること)
 - ・ 家庭教育に関する学習を2回以上行う。(内容についてはPTAと協議すること)
- (2) 開設場所は原則として市立公民館及び学校施設とする。
- (3) 講座実施の際、事業の概要及び予算が分かるものを提出する。
- (4) 実施の可否、委託金額については、講座の内容・規模等により、富山市教育委員会で決定する。

4 事業内容

生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を系統的に行うものであること。

- ① 社会的視野を広める一般教養
- ② 社会活動、実践活動を高める学習
- ③ 家庭生活の考え方、生き方を培う学習
- ④ 家庭教育の支援に関する学習
- ⑤ 環境問題に関する学習
- ⑥ 国際理解に関する学習
- ⑦ 人権教育に関する学習
- ⑧ 実際の生活に役立つ知識技能の習得を図る学習 等

※ ただし、一般的に学習の機会が多いもの(華道、茶道等の趣味教室に類するもの)は対象としません。また、地域づくりふれあい総合事業と内容が重複しないようにしてください。

5 委託事業費

1地区120,000円以内

6 整備書類

- (1) 事業記録(日誌等)
- (2) 事業企画等の会議資料
- (3) 経理簿
- (4) 学習プログラム、案内用チラシ、写真、その他

※ 場合により提出していただくことがあります。

留意事項

- (1) 講師謝礼金は、富山市の講演等に係る講師謝礼基準表に基づいて決定してください。

※ ただし当事業の運営関係者が講師となる場合は、謝礼金支払いの対象になりません。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

なお、公民館ふるさと「基本」講座実施要項、公民館ふるさと「選択」講座実施要項については廃止する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | |
|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------|-------------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | 年間学習時間10時間以上 事業開催回数は6回以上 1学習あたり10人以上 人権教育1回、家庭教育2回以上 | | |
| 校下名 | | 主な実施内容 | 実施回数 | 参加人数 | 男女 男女計 |
| 1 | 総曲輪 | ・新緑ウォーキング ・なかよしクッキング ・防災訓練 ・刺し子コースター・そば打ち体験 ・クリスマス会 ・かぶら寿司教室 ・みそづくり教室 ・体操教室 ・お茶会 | 12回 | 319人 | 99 220 319 |
| 2 | 愛宕 | ・みそづくり ・レジンチャームづくり ・仕掛け絵本づくり ・教養出前講座 ・料理教室（イカスミごはん他） ・映画「あん」鑑賞会 ・ヨーガ体験教室 ・点描画鑑賞会 | 12回 | 189人 | 46 143 189 |
| 3 | 安野屋 | ・味噌づくり ・料理教室 ・ハーバリウム体験 ・食品サンプルづくり ・健康講演（お口の健康） ・苔玉づくり ・おせち飾り ・布で作る年賀状 ・アロマテラピー講座 | 11回 | 228人 | 42 186 228 |
| 4 | 八人町 | ・健康フェスティバル ・映画鑑賞 ・アロマテラピー講座 ・親子料理教室 ・パンフラワー教室 ・バーベキュー ・ちぎり絵体験 ・郷土料理を作ろう ・脳卒中について知ろう | 9回 | 190人 | 58 132 190 |
| 5 | 西田地方 | ・錫で作るアクセサリ ・給食試食会 ・AED講習 ・木工教室 ・りんごもぎ取り ・若鶴見学 ・コンサート ・そば打ち体験 ・性の問題から見る生きづら子供たち ・魚のさばき方 | 14回 | 601人 | 247 354 601 |
| 6 | 星井町 | ・ウォーキング（広貴堂、池田屋安兵衛商店） ・徒歩で科学博物館 ・ますずしづくり ・クラフト体験 ・苔玉づくり ・料理教室（魚の昆布じめ） | 8回 | 214人 | 53 161 214 |
| 7 | 五番町 | ・七夕飾りづくり ・健康づくり教室 ・アートフラワー教室 ・寄せ植え ・大笑い教室 ・かぶら寿司づくり ・シルバー交通安全 ・平成知得教室（音楽療法） ・男女参画料理教室 | 9回 | 142人 | 27 115 142 |
| 8 | 清水町 | ・救命講習 ・やくぜん料理教室 ・寄せ植え ・健康教室 ・防災訓練 ・3世代ふれあいクッキング ・切り絵教室 ・歴史講演会 | 11回 | 820人 | 402 418 820 |
| 9 | 柳町 | ・給食試食会 ・引き渡し訓練 ・みそづくり ・寄せ植え教室 ・苔玉づくり ・エコクラフトバック ・ちぎり絵体験 ・かぶら寿司づくり ・家庭教育講演（子供を叱るってむずかしい） | 12回 | 408人 | 37 371 408 |
| 10 | 東部 | ・味噌づくり教室 ・給食試食会 ・アロマヨガ講座 ・かぶら寿司づくり ・吹きガラス体験 ・ミニ手話教室 ・絵手紙体験 ・苔玉づくり ・教育講演会（言葉のチカラにピントを合わせるヒント） | 9回 | 329人 | 82 247 329 |
| 11 | 山室 | ・みそづくり講座 ・ふるさと探訪（法話とぶどう狩り） ・男性料理教室 ・ポーセラーツ体験 ハーバリウム体験 ・ハーブクラフト教室 ・親子料理教室 ・干支クラフト講座 ・フラワーアレンジメント | 17回 | 464人 | 122 342 464 |
| 12 | 山室中部 | ・みそづくり教室 ・料理教室（生活習慣病予防など） ・三世代料理教室 ・家庭教育講演会（子供たちをネットの危険から守るには） ・くまでづくり ・教養講座（100歳時代を生き抜くために） | 10回 | 346人 | 80 266 346 |
| 13 | 新庄 | ・ウォーキング講座 ・親子料理教室 ・陶芸教室 ・ます寿司づくり ・クリスマス会 ・男性料理教室（手作りウィンナー） ・男女共同参画講座 ・和菓子作り ・フラワーアレンジメント | 11回 | 275人 | 78 197 275 |
| 14 | 新庄北 | ・講演会（終活） ・草木染め教室 ・押し花しおりづくり ・園芸教室 ・味噌づくり教室 ・紅茶教室 ・ガラス工房体験 | 8回 | 248人 | 38 210 248 |
| 15 | 広田 | ・クラフトかご作り ・みそづくり ・乳製品料理教室 ・講演会（スマホやネットの危険性、体幹を鍛える） ・健康教室（健康人生設計） ・くまでづくり ・ハーバリウム作り | 10回 | 643人 | 238 405 643 |
| 16 | 藤ノ木 | ・みそづくり教室 ・陶芸教室 ・体操教室 ・校庭キャンプ ・日本海ガス料理教室（手作りパンと肉料理） ・かぶらずし教室 ・クラフトづくりと遊びリンピック | 9回 | 414人 | 122 292 414 |

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | | |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|-----------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | 年間学習時間10時間以上 | 事業開催回数は6回以上 | 1学習あたり10人以上 | 人権教育1回、家庭教育2回以上 |
| 校下名 | 主な実施内容 | 実施回数 | 参加人数 | 男 | | |
| | | | | 女 | | |
| | | | | 男女計 | | |
| 17 | 四方 | ・健康教室 ・四方音頭踊り方教室 ・歴史探訪（越中座） ・世代間交流人形劇鑑賞 ・カラーサンド講座 ・寄せ植え講座 ・ます寿司づくり ・講演（スマホ・ケータイ利用） | 10回 | 450人 | 110 340 450 | |
| 18 | 八幡 | ・料理教室 ・寄せ植え教室 ・手芸教室 ・猪谷関所館見学 ・みそづくり教室 ・門松づくり教室 ・乳製品利用料理教室 ・講演（歯と口の健康、生活習慣病予防食事） | 10回 | 380人 | 107 273 380 | |
| 19 | 倉垣 | ・簡単ストレッチ ・小学校入学前に身に着ける生活習慣 ・がん予防料理教室 ・ステンドグラス教室 ・みそづくり ・生活習慣病予防食料理教室 ・講話「立山の自然」 ・門松づくり教室 | 9回 | 193人 | 26 167 193 | |
| 20 | 草島 | ・交通安全マスコット作り ・講演（なぜ学校に行かなければならないのか） ・寄せ植え教室 ・カービング教室 ・学校愛護活動 ・お父さんお母さん先生の課外授業 ・みそづくり ・かぶら寿司教室 | 8回 | 315人 | 101 214 315 | |
| 21 | 五福 | ・給食試食会 ・交通安全教室 ・整理収納の基本 ・体操教室 ・おもちゃづくり ・クリーン作戦 ・和菓子づくり ・吹きガラス体験 ・フラワーアレンジメント ・DV防止 | 10回 | 576人 | 181 395 576 | |
| 22 | 桜谷 | ・土人形絵付け・おとなの食育 ・イライラモンスターをやっつけろ ・ハーバリウム ・コーヒーの淹れ方 ・家庭のフランス料理教室 ・かぶらずし教室 ・ストレッチ ・講演（親子の読み聞かせ） | 11回 | 289人 | 67 222 289 | |
| 23 | 神明 | ・講話（子の成長を支える親の接し方、歯と口は健康の入り口） ・まずずし教室 ・バランス食教室 ・魚のさばき方 ・ハーバリウム ・お正月アレンジメント ・みそづくり | 12回 | 267人 | 27 240 267 | |
| 24 | 堀川 | ・ハーブティ講座 ・食育懇談会 ・ガラス工芸制作 ・婚活×家事ダンコーヒーセミナー ・版画教室 ・めがねケース制作 ・男性料理教室（キーマカレーなど） | 14回 | 1,063人 | 223 840 1,063 | |
| 25 | 堀川南 | ・親子リトミック ・アロマセラピー ・親子筆ペン夢ロゴアート教室 ・オリジナルガラスアクセサリ作り ・クリスマスリース作り ・講演（思春期の育ちと接し方） ・そば打ち | 11回 | 520人 | 48 472 520 | |
| 26 | 蟻川 | ・みそづくり ・ベビーマッサージ教室 ・給食試食会 ・健康料理教室 ・ちぎり絵教室 ・地産食材料理教室 ・ます寿司づくり ・講話（子どもの叱り方） | 11回 | 466人 | 64 402 466 | |
| 27 | 太田 | ・認知症予防教室 ・親子給食会 ・親子環境美化活動 ・園芸教室 ・防犯教室と警察音楽隊による演奏 ・男性料理教室（ソースカツ丼など） | 8回 | 751人 | 319 432 751 | |
| 28 | 熊野 | ・フラダンス教室 ・救命救急講習 ・親子クッキング ・生前整理 ・エンディングノート ・リフレッシュ体操 ・講演（子どもを守る大人になるために） | 13回 | 299人 | 74 225 299 | |
| 29 | 月岡 | ・公民館講座（日本の防衛、地震の備え、静脈瘤、地域づくり） ・そば打ち・福寿会とのふれあい活動 ・パトロール隊感謝の集い ・ミニコンサート ・男性料理教室（エスニック料理） | 15回 | 1,492人 | 754 738 1,492 | |
| 30 | 新保 | ・吹きガラス ・陶芸教室 ・手芸教室 ・生け花教室 ・そば打ち ・親子クリスマス会 ・みそづくり ・講話（子育て応援団、スマホと子ども など） | 9回 | 342人 | 50 292 342 | |
| 31 | 光陽 | ・みそづくり ・救命講習 ・ハーバリウムづくり ・紅茶の淹れ方 ・女性のための筋トレ ・親子実験工作教室 ・アンガーマネジメント ・ハロウィン寄せ植え ・講話（いのちを育み、おもいやりをはぐくむ） | 12回 | 452人 | 56 396 452 | |
| 32 | 岩瀬 | ・乳製品料理教室 ・シャボンフラワー作り ・ワイドパンツ作り ・かぶら寿し作り ・パーソナルカラー教室 ・寄せ植え教室 ・みそづくり ・ネット被害から子供を守る | 10回 | 373人 | 109 266 373 | |

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | | |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|-----------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | 年間学習時間10時間以上 | 事業開催回数は6回以上 | 1学習あたり10人以上 | 人権教育1回、家庭教育2回以上 |
| 校下名 | | 主な実施内容 | 実施回数 | 参加人数 | 男 女 男女計 | |
| 33 | 大広田 | ・水難救助法など ・ガラスアクセサリー作り ・海岸清掃 ・料理教室 かぶら寿しづくり ・コーヒーテイasting教室 ・魚のさばき方 ・みそづくり | 10回 | 1,146人 | 508 638 1,146 | |
| 34 | 浜黒崎 | ・ハンギングバスケットづくり ・アイスコーヒーの淹れ方 ・吹きガラス体験とランチ ・いのちの授業 ・伝承遊び ・おうちで簡単燻製作り ・みそづくり ・親学び | 12回 | 337人 | 92 245 337 | |
| 35 | 萩浦 | ・ヨガ体験 ・生活習慣予防食 ・みそづくり ・ヘアケアミストづくり ・ガラス製作体験 ・ピクルスカービング ・生前整理 ・そば打ち体験 | 12回 | 266人 | 23 243 266 | |
| 36 | 針原 | ・みそづくり ・ハーバリウム作り ・縁日&三世代ふれあいクッキング ・ますずしづくり ・親子パン作り ・羊毛フェルト教室 ・親学び講座 ・講演会（好きなことを続けよう） | 8回 | 263人 | 25 238 263 | |
| 37 | 豊田 | ・スライムとストラップづくり ・ネイチャーゲーム ・クリスマス工作 ・お菓子教室 ・折り紙サンタのツリー ・講演（携帯電話教室） 太極拳体験 | 13回 | 454人 | 107 347 454 | |
| 38 | 奥田 | ・バスツアー ・みそづくり ・オリジナルおもちゃづくり ・特殊詐欺被害状況 ・神秘的な富山湾を知ろう ・演奏会 ・ポーセラーツ講座 ・シルバー交通安全教室 ・講演会 | 21回 | 734人 | 316 418 734 | |
| 39 | 奥田北 | ・押し花教室 ・陶芸教室 ・ふるさと芸能教室 ・かぶら寿司づくり ・コサージュづくり ・講演（LGBTだけじゃやない性の話） ・お正月フラワーアレンジメント ・みそづくり ・健康講座 | 9回 | 230人 | 42 188 230 | |
| 40 | 呉羽 | ・古文書にみる呉羽 ・パステル画 ・講演（読み伝えで育つ心） ・ミルフィオリ製作 ・デコパージュ ・ヨガ講座 ・旧北陸道の分岐点を探る ・富山で世界に触れてみよう | 10回 | 364人 | 118 247 365 | |
| 41 | 古沢 | ・みそづくり ・ラベンダースティック教室 ・和菓子づくり ・ハーバリウム教室 ・ネットモラルについて ・陶芸体験 ・かぶら寿し教室 ・富大医科薬科管弦楽団演奏会 | 10回 | 196人 | 44 152 196 | |
| 42 | 老田 | ・交通安全講演 ・ガラスアクセサリー制作 ・ちぎり絵 ・寄せ植え ・クリスマス料理教室 ・土人形絵付け ・ミニ門松づくり ・そば教室 | 9回 | 450人 | 144 306 450 | |
| 43 | 寒江 | ・パンフラワー教室 ・防災講座 ・親子でパティシエ体験 ・ヨガ&ストレッチ教室 ・和紙で作るタペストリー ・キャンドルカービング ・講座（反抗期の子と向き合う） | 10回 | 169人 | 30 139 169 | |
| 44 | 長岡 | ・みそづくり ・環境講座（高岡ショウワノートなど見学） ・ダンス教室 ・ランプシェードづくり ・フェルトで作るおひな様 ・講演会（被災地支援、水と雷の神様） | 10回 | 272人 | 67 205 272 | |
| 45 | 池多 | ・花づくり教室 ・民舞発表会 ・教養講座 ・ヨガ教室 ・講演（安心して暮らせるまち、もしもの災害に備えて） ・干支の絵付け教室 ・生花教室 ・詩吟教室 ・コンサート | 10回 | 312人 | 85 227 312 | |
| 46 | 水橋中部 | ・みそづくり ・生活習慣病予防食 ・ハーバリウム ・そば打ち ・親子料理教室 ・かぶら寿司づくり ・親学び講座 ・ブラジルの食・文化・風習を知る・男女区別なくできることを寸劇で実演 | 12回 | 292人 | 40 252 292 | |
| 47 | 水橋西部 | ・消しゴムはんこ教室 ・コーヒーの淹れ方教室 ・和菓子作り ・ます寿司づくり ・講演（読書の大切さ、目を大切に） | 6回 | 278人 | 98 180 278 | |
| 48 | 水橋東部 | ・めがねケースづくり ・浴衣の着付け教室 ・ミルフィオリ体験 ・美容教室 ・ポップカードづくり ・ふれあい学級 ・魚のさばき方教室 ・三世代ふれあいクッキング | 11回 | 241人 | 63 178 241 | |

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | |
|------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------|---------------------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | 年間学習時間10時間以上 事業開催回数は6回以上 1学習あたり10人以上 人権教育1回、家庭教育2回以上 | | |
| 校下名 | 主な実施内容 | | 実施回数 | 参加人数 | 男女 男女計 |
| 49 | 三郷 | ・手芸教室 ・生活習慣病予防食講習会 ・親子クッキング ・美容教室 ・三世代クッキング ・編み物教室 ・介護予防料理教室 ・コーヒーの淹れ方 ・整理収納教室 ・体操教室 | 16回 | 215人 | 8 207 215 |
| 50 | 上条 | ・アロマテラピー講座 ・押し花教室 ・講演（学童期の児童へのかかわり方、生活習慣のための親の役割） ・パステル画 ・スクラッチアート ・茶道教室 | 15回 | 261人 | 42 219 261 |
| 富山地域 計 | | | 537回 | 20,538人 | 5,939 14,602 20,541 |
| 平均 | | | 10.7回 | 410.8人 | 118.8 292.0 410.8 |
| 1 | 大沢野 | ・軽運動 ・ヨガ ・3B体操 ・ビーズネックレス ・コーヒー教室 ・フェルト子ものづくり ・健康講座 ・親子のための性教育 | 18回 | 332人 | 59 273 332 |
| 2 | 大久保 | ・こども活動（天体観測 フラワーアレンジメント） ・茶道教室 ・薬草・ハーブを食卓に ・探検バス（黒部方面） ・ます寿司づくり ・かるた、百人一首練習会 | 13回 | 695人 | 258 437 695 |
| 3 | 船嶽 | ・寄せ植え教室 ・ポールウォーキング ・防犯教室 ・吹きガラス体験 ・料理教室 ・アロマキャンドルづくり ・がん予防食料理教室 ・書初め教室 | 10回 | 181人 | 41 140 181 |
| 4 | 小羽 | ・交通安全教室 ・寄せ植え講座 ・親子でダンス・七夕づくり ・家族で飾り巻き寿司 ・珈琲の淹れ方 ・クリスマス会 ・高齢者の防火教室、歯の健康講習 ・そば打ち体験 | 9回 | 209人 | 88 121 209 |
| 5 | 下タ北部 | ・ヨガ教室 ・防犯教室（交通安全、詐欺被害防止） ・パークゴルフ大会 ・そば打ち体験 ・かがりづくり教室 ・卓球教室 | 7回 | 266人 | 100 166 266 |
| 6 | 下タ南部 | ・地域防火訓練 ・パークゴルフ ・夏休み料理教室 ・野菜を育てよう ・和風ちぎり絵教室 ・三世代クリスマス会 ・がん予防食 ・骨粗しょう症について | 9回 | 240人 | 87 153 240 |
| 7 | 細入北部 | ・笑って歌って健康講座 ・みそづくり教室 ・苔玉づくり ・吹きガラス体験教室 ・子ども料理教室 ・かぶら寿司づくり ・ビーチボール大会 ・お正月フラワーアレンジメント | 10回 | 281人 | 81 200 281 |
| 8 | 細入南部 | ・寄せ植え教室 ・エゴマ苗植え ・吹きガラス体験 ・転ばない体づくり ・えごまランチ ・スクラップブック ・フラワーアレンジメント | 9回 | 127人 | 20 107 127 |
| 大沢野・細入地域 計 | | | 85回 | 2,331人 | 734 1,597 2,331 |
| 平均 | | | 10.6回 | 291.4人 | 367.0 798.5 291.4 |
| 1 | 上滝 | ・社会見学（バスで高山市、電車で水墨美術館） ・子ども生け花教室 ・男性料理教室（パン作り） ・高齢者向け教室（ペタンク、帽子作り、パン作り） | 16回 | 297人 | 40 257 297 |
| 2 | 大庄 | ・健康体操&相談 ・革細工教室 ・ハーバリウム教室 ・革細工 ・料理教室 ・吹きガラス体験 ・門松づくり ・親子の手作りおやつ ・片付けから始めるあったかい生前整理 | 9回 | 239人 | 44 195 239 |

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------|------------------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 | | |
| 校下名 | 主な実施内容 | | 実施回数 | 参加人数 | 男女 男女計 |
| 3 | 小見 | ・さつまいも苗植え、掘り ・講演（最近の洗濯事情） ・体幹トレーニング ・水中運動 ・寄せ植え ・男女仲良く料理教室 ・アロマストーンづくり ・くるみ絵づくり | 10回 | 243人 | 74 169 243 |
| 4 | 福沢 | ・押し花教室（小学生対象、しおり、メッセージカード、キーホルダーなど作成） ・認知症予防体操 ・ノルディックウォーク ・絵手紙教室 ・社会見学（コカ・コーラ、四季彩館など） ・折り紙教室 | 10回 | 166人 | 31 135 166 |
| 5 | 文珠寺 | ・防災教室 ・切り絵体験 ・親子陶芸 ・県美術館鑑賞会 ・健康教室（落語鑑賞、見守りの大切さ、水飲み運動の必要性） ・防犯教室 ・そば打ち教室 ・三味線鑑賞 もちつき会 | 14回 | 253人 | 126 127 253 |
| 6 | 牧 | ・悪徳商法について ・ロコモ予防体操 ・男女料理教室 ・認知症ってな～に ・教養講座 ・手芸教室 ・笑いヨガ ・シルバー交通安全教室 ・転倒予防講座 | 12回 | 182人 | 35 147 182 |
| 大山地域 計 | | | 71回 | 1,380人 | 350 1,030 1,380 |
| 平均 | | | 11.8回 | 230.0人 | 58.3 171.7 230.0 |
| 1 | 八尾 | ・フラワーアレンジメント教室 ・AED教室 ・そば打ち教室 ・ポーセラーツ教室 ・味噌汁塩分測定 がん予防食 ・みそづくり | 9回 | 161人 | 49 112 161 |
| 2 | 保内 | ・ますずしづくり ・ガラス製作 ・そば打ち体験 ・クリスマスケーキ作り ・フラワーアレンジメント ・みそづくり ・魚のさばき方教室 ・寄せ植え ・土人形絵付け | 9回 | 252人 | 50 202 252 |
| 3 | 杉原 | ・いきいきサロン（歌、ダンス、落語、健康食、血圧測定など） ・魚のさばき方教室 ・クリスマスケーキづくり ・消火体験教室 ・ニュースポーツ体験（スカットボールなど） ・そば打ち教室 | 7回 | 241人 | 102 139 241 |
| 4 | 卯花 | ・健康教室（畳の上でできる運動、座ってできる運動） ・親子スキー ・落語会 ・菓の消費者教室 ・パークゴルフ ・豆皿づくり ・クリスマスリース作り 親子料理教室 | 10回 | 270人 | 95 175 270 |
| 5 | 室牧 | ・営農教室 ・健康教室 ・花植え教室 ・七夕まつり ・魚のさばき方教室 ・クリスマスケーキづくり ・フラワーアレンジメント | 7回 | 162人 | 60 102 162 |
| 6 | 黒瀬谷 | ・苔玉教室 ・パークゴルフ大会 ・歩こう会 ・男性料理教室（魚さばき、そば打ち、鴨鍋） ・フラワーアレンジメント ・カレーづくり ・自然の材料でものづくり | 7回 | 127人 | 48 79 127 |
| 7 | 野積 | ・点茶体験 ・聞法の集い ・防犯安全教室 ・花火安全教室 ・親子教室（陶芸、ガラスコップづくり） ・パソコンで年賀状作り ・男女で作る健康料理教室 | 10回 | 337人 | 159 178 337 |
| 8 | 仁歩 | ・農機具講習と男の料理講習 ・門松づくり ・音楽で癒し体験 ・料理教室とフラワーアレンジメント ・ぼかし肥料づくり ・パステル画教室 ・干支の絵付け教室 ・陶芸教室 | 10回 | 125人 | 43 82 125 |
| 9 | 大長谷 | ・ふれあいゲートボール ・シルバー教室 ・ゴマ苗植え ・減塩食教室 ・かぶの栽培講習 ・そば打ち体験 ・豆餅づくり ・雪を楽しむ ・ジビエ料理教室（イノシシ鍋） | 9回 | 126人 | 46 80 126 |
| 八尾地域 計 | | | 78回 | 1,801人 | 652 1,149 1,801 |

平成30年度 公民館ふるさと講座・地域づくりふれあい総合事業

| 事業名 | | 公民館ふるさと講座 | | | |
|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------|
| 実施要項 | | 市立公民館を拠点として、生活に即する教育・学術及び文化に関する事業（講座）を系統的に実施し、地域住民の学習意欲向上や生きがいの充実及び、地域の教育力向上を図る。 | ・年間学習時間10時間以上 ・事業開催回数は6回以上 ・1学習あたり10人以上 ・人権教育1回、家庭教育2回以上 | | |
| 校下名 | 主な実施内容 | 実施回数 | 参加人数 | 男 女 男女計 | |
| 平均 | | 8.7回 | 200.1人 | 72.4 127.7 200.1 | |
| 1 | 速星 | ・子ども自然体験会 ・親子健康料理教室 ・親子天体観測 ・健康講座（手軽にできる運動、介護予防、スポーツゲーム） ・親子茶道教室 ・ふるさと探訪 ・料理講座 ・親子スキー教室 | 10回 | 300人 | 113 187 300 |
| 2 | 鶴坂 | ・鶴坂サマーフェスティバル ・クラフトバンド教室 ・個人情報保護教室 ロボットの基本的な動かし方 ・そば打ち ・親子のふれあい講座 ・かぶらずしづくり | 10回 | 532人 | 239 293 532 |
| 3 | 朝日 | ・講演（健康寿命日本一を目指して） ・ゴクニサイズで認知症予防 ・男の料理教室 ・三世代料理教室 ・親子陶芸教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・教養講座 | 8回 | 231人 | 82 149 231 |
| 4 | 宮川 | ・講演会（イタイイタイ病と向き合って） ・緑化交流花植え教室 ・さつき手入れ講習会 ・法話会 ・親子工作教室 ・交通安全七夕教室 ・雪吊講習会 ・松木選定講習会 ・そば打ち ・歩こう会 | 16回 | 473人 | 223 250 473 |
| 5 | 婦中熊野 | ・ますの寿司作り ・ミルフィオリ体験 ・男性料理教室 ・消費者トラブル防止 ・DVD鑑賞（心豊かに生きる） ・地域健康作り ・シルバー交通安全 ・骨粗しょう症 | 8回 | 191人 | 120 71 191 |
| 6 | 古里 | ・高齢者の免許証について ・市議会議員と語る ・認知症について ・もしもの災害に備えて ・健康寿命を延ばそう ・交通安全教室 ・法話 | 7回 | 273人 | 154 119 273 |
| 7 | 音川 | ・陶芸教室 ・七夕教室 ・プリザードフラワー作り ・ちぎり絵教室 ・ガラス工房出前教室 ・そば打ち教室 ・パソコン教室 ・生命の貯蓄体操 ・絵手紙教室 | 13回 | 813人 | 175 638 813 |
| 8 | 神保 | ・交通安全教室 ・一日研修（高岡市万葉歴史館） ・クリスマスケーキづくり ・からくり貯金箱づくり ・音楽と歌でリフレッシュ ・健康体操 | 8回 | 313人 | 177 136 313 |
| 9 | 山田 | ・山田川の生き物 ・おうちパン講座 ・スクエアステップ ・紙バンドクラフトバッグ ・ポーセラーツ講座 ・生活習慣予防食 ・親子人形劇 ・整理収納の基本 | 10回 | 324人 | 121 203 324 |
| 婦中・山田地域 計 | | 90回 | 3,450人 | 1,404 2,046 3,450 | |
| 平均 | | 10.0回 | 383.3人 | 156.0 227.3 383.3 | |
| 全地域 合計 | | 861回 | 29,500人 | 9,079 20,424 29,503 | |
| 全地域 平均 | | 10.5回 | 359.8人 | 110.7 249.1 359.8 | |

富山市地域づくりふれあい総合事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市地域づくりふれあい総合事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域づくりの振興を図るため、校区ふるさとづくり推進協議会（以下「協議会」という。）が行う地域づくりふれあい総合事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる地域づくりふれあい総合事業は、協議会が地域住民の連帯感を深め、学びと参加で豊かなふるさとづくりの実現を図るために行う事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地域づくりに係る教育的、文化的ふれあい事業（文化祭、作品展、発表会、演劇・音楽等鑑賞会など）
- (2) 世代間交流ふれあい事業（納涼祭、社会見学、野外活動、映写会など）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度、1協議会当たり、次の表の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。ただし、平成22年度までは、経過措置額を設けることができるものとする。

| 小学校区域内の人口 | 補助金の額 |
|---------------------|--------|
| (1) 14,000人以上 | 50万円以内 |
| (2) 12,000人～13,999人 | 45万円以内 |
| (3) 10,000人～11,999人 | 40万円以内 |
| (4) 7,000人～9,999人 | 35万円以内 |
| (5) 5,000人～6,999人 | 30万円以内 |
| (6) 3,000人～4,999人 | 25万円以内 |

| 小学校区域内の人口 | 補助金の額 |
|--------------------|--------|
| (7) 1,000人～ 2,999人 | 20万円以内 |
| (8) 999人以下 | 15万円以内 |
| (9) 分館 | 4万円以内 |

2 前項の表の人口及び世帯数は、前年度の10月31日における住民基本台帳人口及び世帯数によるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) 協議会委員名簿 (様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第4号)
- (2) 収支決算書 (様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

富山市ふるさと活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ふるさと活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域づくりの振興を図るため、地区ふるさとづくり推進協議会（以下「協議会」という。）又は複数の協議会が合同で行う地域活性化事業に対し、予算の範囲内において、補助するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容は、協議会が地域住民の連帯意識の高揚を図り、豊かで魅力ある、ふるさとづくりの実現を図るために行う事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 地域の活性化に資する文化的な事業(郷土史の編纂、地域資源マップなど)
- (2) 地域の活性化に資する教育的な事業(安全マップ作成など)
- (3) 地域の記念事業
- (4) 地域の課題に取り組む事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

- (1) 対象経費 報償費、印刷製本費、通信運搬費、借上料、消耗品費、委託料（データ作成・加工等地区住民によって実施することが困難な業務）、使用料（地域の活性化に資する社会教育に関する施設等の観覧料）及び地域の文化財等を活用した地区住民の交流事業に要する経費（文化財等（大規模建造物（寺社・仏閣等）、美術工芸品及び書物を除く。）の修繕等に要する経費を含む。）で市長が必要と認めるものに限る。
- (2) 補助率 対象経費の1/2以内。ただし、次のア、イのいずれかの要件を満たす事業は、対象経費の2/3以内とする。
 - ア. 計画から実施に至るまで、子ども（小・中学生、幼稚園・保育所園児）が参加するもの。
 - イ. 2地区以上での共同実施をするもの。

- (3) 限度額 上限額500,000円

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) 協議会委員名簿 (様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第6条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市ふるさと活性化事業補助金交付決定通知書 (様式第4号) により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市ふるさと活性化事業計画変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第5号) により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第6号)
- (2) 収支決算書 (様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の確定通知)

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市ふるさと活性化事業補助金額確定通知書 (様式第8号) により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

平成30年度ふるさと活性化事業実施一覧

| No. | 代表団体名 | 事業名称 | 事業区分 | 重点化分 の実施形態 | 事業の概要 |
|-----|--------------------|------------------------------|------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 安野屋地区ふるさとづくり推進協議会 | 安心・安全なまちづくり | 重点化分 | 子ども参画型 | 過去(平成24年)に作成した安野屋地区安心安全マップは空き家が増えるなど情報が古くなったため、新しくマップを作成する。 |
| 2 | 西田地方校下ふるさとづくり推進協議会 | 校下郷土史の編集・刊行 | 通常 | | 郷土史(仮称)「次代にのぞむ西田地方の歴史」の編集・印刷・配布。 |
| 3 | 山室校下ふるさとづくり推進協議会 | やまむろ子どもカーニバル～こみんかんであそぼ！まなぼ！～ | 通常 | | 子どもたちと地域住民の3世代交流の場を作るとともに、子どもたちが校区団体のさまざまな活動を知ること、今後の地域力の向上につなげていくもの。 |
| 4 | 新庄北ふるさとづくり推進協議会 | 新庄北夏休み野外塾 | 通常 | | 子どもの村を利用し、野外での調理や自然の中で遊ぶ経験を通し、町中の子たちが自然と共に暮らすことを学ぶ。また、世代間交流を通して相互理解を高めるもの。 |
| 5 | 倉垣校下ふるさとづくり推進協議会 | 防災訓練 | 通常 | | 災害を想定し住民が実際に避難する。避難経路の確認や、避難にかかる時間をあらかじめ把握することにより災害への備えの意識を高め、地域住民の役割を再確認する。 |
| 6 | 堀川南ふるさとづくり推進協議会 | 堀川南自治振興会設立40周年記念詩作成事業 | 通常 | | 地域の歴史・実情・各団体の歩みについて冊子にして全戸(約6,500戸)に配布する。 |
| 7 | 神保地区ふるさとづくり推進協議会 | 神保校下体育協会60周年記念事業 | 通常 | | 神保校下体育協会60周年記念し、式典、地域設備の整備、住民運動会での記念アトラクションを実施する。 |
| 8 | 蟻川 | 太田川沿いの桜並木の景観保全活動 | 通常 | | 県の桜の名所70選に選定され地域のシンボリック的存在である桜並木の景観を保全する。枝の選定や、並木沿いにチューリップの球根を植える等により、さらなる人々の賑わいを創出し、また、地域への愛着をはぐくみ、活性化を図るもの。 |
| 9 | 草島 | 草島奴保存会衣装等整備事業 | 通常 | | 地域のお祭りである「やっこぶり」に使用している道具が長年の利用により劣化しているため、修繕、新調するもの。草島町内会に保存会がある。 |

富山市公民館及び公民館類似施設建設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市公民館及び公民館類似施設建設補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公民館類似施設」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき設置され、かつ、法第20条に規定する事項を目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、社会教育の振興及び住民福祉の増進を図るため、法第21条第2項の規定に基づく公民館又は公民館類似施設を建設するものが行う事業に要する経費（土地買収及び整地費を除く。）に対して、補助金を交付する。

2 補助の対象とする事業、補助金の補助率及び限度額は、別表に定めるところによる。

(申請書の提出時期)

第4条 補助金等交付申請書の提出時期は、毎年度市長が別に定めるものとする。

(交付決定の通知)

第5条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市公民館及び公民館類似施設建設補助金交付決定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(着手届)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の通知を受けた日から起算して60日以内に工事に着手するものとし、工事に着手したときは、速やかに富山市公民館及び公民館類似施設建設事業着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等の承認申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により事業変更等の承認を受けようとするものは、事業計画書の内容変更にあつては富山市公民館及び公民館類似施設建設補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）により、補助事業の中止又は廃止にあつては、富山市公民館及び公民館類似施設建設補助事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）により申請するものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第8条 規則第12条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 売買契約書の写し

(額の確定通知)

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市公民館及び公民館類似施設建設補助金額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第3条第2項関係)

| 事業名 | 基準単価 (円) (1 m ² につき) | 補助率 | 対象世帯数 (世帯) | 乗率 | 限度額 (万円) |
|------------|------------------------------------|------|---------------|------|-------------|
| 新築又は全面改築 | 135,000 | 5分の1 | 100 以下 | 0.85 | 220 |
| | | | 101 以上 200 以下 | 0.9 | 240 |
| | | | 201 以上 300 以下 | 1 | 270 |
| | | | 301 以上 500 以下 | 1.1 | 290 |
| | | | 501 以上 700 以下 | 1.2 | 320 |
| | | | 701 以上 | 1.3 | 350 |
| 既設建物購入 | 取得価格 | | / | | 240 |
| 増築又は改築 | 135,000 | | | | 50 |
| 施設整備 修繕 | | | | | |

備考

- 1 増・改築の場合において交付の対象となる基準は、既存の建物の耐用年数により市長が定める。
- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 全面改築及び未補助対象公民館増築の場合は、新築の基準を適用する。

富山市公民館類似施設整備資金貸付要綱

平成26年9月29日教育委員会可決

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、住民で組織される町内会、自治会等(以下「町内会」という。)の公民館類似施設(以下「施設」という。)の整備に要する資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うことにより、地域の活動拠点の整備を促進し、地域活動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において施設とは、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第42条の規定に基づき設置され、かつ、法第20条に規定する事項を目的とする施設をいう。

(貸付対象物件等)

第3条 資金の貸付けの対象となる施設は、町内会が整備する施設とする。

2 資金の貸付けの対象となる整備費は、次のとおりとする。

- (1) 用地費
- (2) 敷地造成費
- (3) 建築費又は取得費

(貸付要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に、資金を貸付けるものとする。

- (1) 貸付けを受ける町内会が、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に定める地縁による団体の認可を受けたものであること。
- (2) 町内会に施設が無く、又は施設が老朽若しくは狭あいなため、公民館活動等に支障をきたしていると認められること。
- (3) 貸付けを受けて整備する事業が、貸付けを受ける年度内に完了するものであること。
- (4) 資金の貸付けを受けなければ、施設の整備が困難であること。
- (5) 貸付資金の償還能力を有すると認められること。
- (6) 資金の借入れについて、町内会総会等の議決を受けていること。
- (7) 市内に居住し、かつ、相当の資力を有すると認められる2人以上の連帯保証人があること。
- (8) この貸付けによる貸付残額がないこと。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な要件を定めることができる。

(貸付金額の限度)

第5条 貸付金の額は、一施設につき100万円以上1,000万円以内とする。

(貸付基準)

第6条 資金の貸付基準は、整備費(補助金相当額控除後)の50パーセント以内とする。

(貸付けの条件)

第7条 資金の貸付け条件は、次のとおりとする。

- (1) 利率 貸付年度において、富山県市町村振興基金が富山市に資金を貸付ける際の利率と同率
- (2) 貸付期間 10年以内
- (3) 償還方法 9年以内の元利均等による年賦償還とし、償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して初回償還日に償還するものとする。
- (4) 据置期間 資金の貸付けを受けた年度内とする。
- (5) 担保設定 抵当権は市長が必要と認めた場合に設定するものとする。

(貸付けの申請)

第8条 資金の貸付けを受けようとする町内会は、事業の開始前に、富山市公民館類似施設整備資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 連帯保証人の収入及び資産を証明する書類
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 工事等の見積書及び設計図書
- (6) 事業実施に関する町内会会議録の写し
- (7) 地縁による団体の認可書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、富山市公民館類似施設整備資金貸付決定(不承認)通知書(様式第2号)により、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を当該町内会に通知するものとする。

(工事等の届出)

第10条 資金の貸付決定通知を受けた町内会が、工事等に着手し及び完了したときは、富山市公民館類似施設整備工事等着手(完了)届(様式第3号)により、その都度速やかに市長に届け出なければならない。

(資金の貸付け)

第11条 市長は、工事等完了の届出があったときは、所定の検査を行い、貸付契約を締結し資金を貸し付けるものとする。

(貸付契約)

第12条 資金の貸付決定を受けた町内会は、工事等完了検査に合格したとき、富山市公民館類似施設整備資金借用書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 登記簿謄本の写し
- (4) 完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(届出の義務)

第13条 資金の貸付けを受けた町内会が、貸付申請書及び借用書の内容に変更を生じたときは、その旨を直ちに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(貸付決定の取消し等)

第14条 市長は、資金の貸付けを受けた町内会が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消し、又は貸付金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (4) その他、正当な理由がなく貸付要件に違反したとき。

(繰上償還)

第15条 資金の貸付けを受けた町内会が繰上償還しようとするときは、繰上償還日の20日前までに富山市公民館類似施設整備資金貸付金繰上償還申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第16条 資金の貸付けを受けた町内会が、償還期日までに貸付金の償還を怠ったときは、その償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき、市税の延滞金の割合と同率を乗じた金額の延滞利息を徴収するものとする。

(処分の制限)

第17条 資金の貸付けを受けた町内会は、貸付金の償還前において、貸付金にかかる施設又は土地若しくは借地権を貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸与してはならない。

(帳簿の備付け)

第18条 市長は、貸付けた資金の経理を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 富山市公民館類似施設整備資金貸付申請処理簿
- (2) 富山市公民館類似施設整備資金貸付台帳

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

はつらつ公民館学び支援事業

(令和元年度実施予定公民館)

富山県公民館連合会が実施する「はつらつ公民館学び支援事業」とは、人生100年時代に向け、地域の生涯学習拠点である公民館が実施する地域振興や絆づくりなど地域課題の解決に向けたモデル的な「学び」の活動を支援するものです。

【地域振興型】

公民館を拠点に、地域住民参加による課題解決に向けた「学び」のモデル的な活動を支援するもの（委託費100,000円）

| 公民館名 | 活動名 | 連携先 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 黒瀬谷 | <ul style="list-style-type: none">・ 学習会（5、6月）・ フィールドワーク（6、7月）・ グループワーク（8月）・ 学習成果の活用（10月） | |

【体験交流型】

子供たちのふるさとの学びや自然体験活動の推進（委託費50,000円）

| 公民館名 | 活動名 | 連携先 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 速星 | <ul style="list-style-type: none">・ 坪野川環境保全活動（8月）・ もちつき体験会（2月）・ 鮭稚魚放流体験（2～3月） | |

社会教育法（抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に

従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する

公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

○富山市公民館条例

平成17年4月1日
富山市条例第258号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)

第24条の規定に基づき、富山市公民館(以下「公民館」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の承認)

第3条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、富山市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を承認しないものとする。

(1) 法第20条に規定する公民館の目的に反するとき。

(2) 施設及び附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第5条 委員会は、第3条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第3条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前条の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表第2に定める額に100分の108を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、社会教育活動その他公益のため使用する場合で、特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなかったとき。
- (2) 使用期日の3日前までに使用許可の取り消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用を終了したとき(第5条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(公民館運営審議会)

第13条 法第29条の規定に基づき、富山市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第14条 公民館に館長その他の職員を置く。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (略)

別表第1 (第2条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------|-----------------|
| 富山市立総曲輪公民館 | 富山市大手町6番14号 |
| 富山市立愛宕公民館 | 富山市愛宕町一丁目5番13号 |
| 富山市立安野屋公民館 | 富山市安野屋町一丁目1番48号 |
| 富山市立八人町公民館 | 富山市八人町5番17号 |
| 富山市立五番町公民館 | 富山市辰巳町一丁目2番8号 |
| 富山市立柳町公民館 | 富山市弥生町一丁目12番22号 |
| 富山市立清水町公民館 | 富山市清水町八丁目1番31号 |

| | |
|-------------|-------------------|
| 富山市立星井町公民館 | 富山市西中野町二丁目1番24号 |
| 富山市立西田地方公民館 | 富山市相生町5番17号 |
| 富山市立堀川公民館 | 富山市堀川小泉町一丁目18番13号 |
| 富山市立堀川南公民館 | 富山市本郷町243番地45 |
| 富山市立光陽公民館 | 富山市二口町一丁目12番地3 |
| 富山市立東部公民館 | 富山市石金一丁目2番13号 |
| 富山市立奥田公民館 | 富山市奥田新町3番1号 |
| 富山市立奥田北公民館 | 富山市下新北町2番11号 |
| 富山市立桜谷公民館 | 富山市田刈屋279番地 |
| 富山市立五福公民館 | 富山市五福4431番地1 |
| 富山市立神明公民館 | 富山市高田88番地9 |
| 富山市立岩瀬公民館 | 富山市岩瀬御蔵町1番地 |
| 富山市立萩浦公民館 | 富山市高島町二丁目11番36号 |
| 富山市立大広田公民館 | 富山市東富山寿町二丁目1番14号 |
| 富山市立浜黒崎公民館 | 富山市浜黒崎3295番地12 |
| 富山市立針原公民館 | 富山市針原中町901番地2 |
| 富山市立豊田公民館 | 富山市豊田本町一丁目2番5号 |
| 富山市立広田公民館 | 富山市新屋1番地3 |
| 富山市立新庄公民館 | 富山市新庄町一丁目3番16号 |
| 富山市立新庄北公民館 | 富山市新庄本町二丁目4番11号 |
| 富山市立藤ノ木公民館 | 富山市藤木1246番地 |
| 富山市立山室公民館 | 富山市中市二丁目8番76号 |
| 富山市立山室中部公民館 | 富山市山室荒屋84番地 |
| 富山市立太田公民館 | 富山市太田351番地2 |
| 富山市立蟻川公民館 | 富山市赤田50番地 |
| 富山市立新保公民館 | 富山市新保306番地1 |
| 富山市立熊野公民館 | 富山市悪王寺128番地 |
| 富山市立月岡公民館 | 富山市上千俵町509番地 |
| 富山市立四方公民館 | 富山市四方142番地1 |
| 富山市立八幡公民館 | 富山市八町東262番地 |
| 富山市立草島公民館 | 富山市草島143番地89 |
| 富山市立倉垣公民館 | 富山市布目3967番地 |
| 富山市立呉羽公民館 | 富山市呉羽町2920番地 |
| 富山市立長岡公民館 | 富山市長岡9397番地1 |
| 富山市立寒江公民館 | 富山市本郷中部263番地 |
| 富山市立古沢公民館 | 富山市古沢498番地 |
| 富山市立老田公民館 | 富山市中老田216番地2 |
| 富山市立池多公民館 | 富山市西押川1380番地1 |
| 富山市立水橋中部公民館 | 富山市水橋館町312番地1 |

| | |
|-------------|------------------------|
| 富山市立水橋西部公民館 | 富山市水橋辻夕堂 1 2 9 番地 1 |
| 富山市立水橋東部公民館 | 富山市水橋小池 1 4 6 番地 1 |
| 富山市立三郷公民館 | 富山市水橋小路 3 4 番地 |
| 富山市立上条公民館 | 富山市水橋石割 7 3 番地 1 |
| 富山市立大沢野公民館 | 富山市高内 3 6 5 番地 |
| 富山市立大久保公民館 | 富山市下大久保 1 7 7 6 番地 1 |
| 富山市立船峠公民館 | 富山市坂本 4 8 2 番地 |
| 富山市立小羽公民館 | 富山市小羽 3 6 1 番地 |
| 富山市立下夕北部公民館 | 富山市布尻 9 9 1 番地 |
| 富山市立下夕南部公民館 | 富山市舟渡 6 6 番地 |
| 富山市立上滝公民館 | 富山市上滝 5 3 4 番地 1 |
| 富山市立大庄公民館 | 富山市田畠 9 7 番地 1 |
| 富山市立小見公民館 | 富山市小見 2 5 5 番地 1 3 |
| 富山市立福沢公民館 | 富山市東福沢 3 5 5 0 番地 |
| 富山市立文珠寺公民館 | 富山市文珠寺 1 3 0 0 番地 4 |
| 富山市立牧公民館 | 富山市牧 8 0 3 番地 |
| 富山市立八尾公民館 | 富山市八尾町福島 8 0 番地 |
| 富山市立保内公民館 | 富山市八尾町新田 1 0 1 番地 |
| 富山市立杉原公民館 | 富山市八尾町大杉 1 2 番地 |
| 富山市立卯花公民館 | 富山市八尾町下笹原 4 2 番地 1 |
| 富山市立室牧公民館 | 富山市八尾町中 2 4 2 番地 |
| 富山市立黒瀬谷公民館 | 富山市八尾町檜尾 1 6 2 番地 |
| 富山市立野積公民館 | 富山市八尾町水口 2 4 2 番地 |
| 富山市立仁歩公民館 | 富山市八尾町三ツ松 1 4 番地 1 |
| 富山市立大長谷公民館 | 富山市八尾町内名 8 8 番地 |
| 富山市立速星公民館 | 富山市婦中町砂子田 1 番地 1 |
| 富山市立鶺坂公民館 | 富山市婦中町上田島 1 8 番地 1 |
| 富山市立宮川公民館 | 富山市婦中町広田 4 1 7 8 番地 |
| 富山市立婦中熊野公民館 | 富山市婦中町堀 6 5 7 番地 |
| 富山市立朝日公民館 | 富山市婦中町下条 2 8 1 番地 |
| 富山市立古里公民館 | 富山市婦中町羽根 6 番地 |
| 富山市立音川公民館 | 富山市婦中町外輪野 6 3 2 4 番地 1 |
| 富山市立神保公民館 | 富山市婦中町上吉川 4 0 3 番地 1 |
| 富山市立山田公民館 | 富山市山田湯 8 8 0 番地 |
| 富山市立細入公民館 | 富山市楡原 1 0 7 7 番地 |
| 富山市立細入南部公民館 | 富山市猪谷 8 5 1 番地 1 |

別表第2（第6条関係）

| 種別 | | 使用時間区分による金額（円） | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------|----------------|---------|---------|--------|---------|--------|
| | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～22時 | 9時～17時 | 13時～22時 | 9時～22時 |
| 会議室、和室及びホール（富山市立水橋中部公民館のホールを除く。） | 50平方メートル以下のもの | 400 | 530 | 660 | 930 | 1,190 | 1,590 |
| | 50平方メートルを超え100平方メートル以下のもの | 500 | 670 | 840 | 1,170 | 1,510 | 2,010 |
| | 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの | 800 | 1,070 | 1,340 | 1,870 | 2,410 | 3,210 |
| | 200平方メートルを超えるもの | 1,200 | 1,600 | 2,000 | 2,800 | 3,600 | 4,800 |
| 富山市立水橋中部公民館のホール | | 1,800 | 2,400 | 3,000 | 4,200 | 5,400 | 7,200 |
| 実習室 | | 700 | 830 | 960 | 1,230 | 1,490 | 1,890 |

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の20パーセントに相当する額を加算する。

○富山市公民館条例施行規則

平成17年4月1日
富山市教育委員会規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市公民館条例(平成17年富山市条例第258号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、富山市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用承認の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定により、公民館の使用承認を受けようとする者は、富山市立公民館使用承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用期日の5日前までに提出しなければならない。ただし、委員会が相当の理由があり、かつ、公民館の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第5条 委員会は公民館の使用を承認したときは、富山市立公民館使用承認書(様式第2号)を交付する。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用承認書を携帯し、公民館の職員の要求があったときは、提示しなければならない。

(使用承認事項の変更)

第6条 使用者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第7条 条例第5条第1項の規定により公民館の使用の承認を取り消したときは、委員会は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(冷暖房期間)

第8条 公民館の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷又は滅失の届出)

第10条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を委員会に届けて、その指示に従わなければならない。

(公民館運営審議会の会長)

第11条 条例第13条第1項に定める富山市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市公民館条例施行規則(昭和39年富山市教育委員会規則第2号)、八尾町公民館条例施行規則(昭和62年八尾町教育委員会規則第37号)、婦中町立公民館条例施行規則(昭和52年婦中町規則第2号)、山田村公民館条例施行規則(昭和52年山田村教育委員会規則第2号)又は細入村立公民館管理規則(昭和61年細入村教育委員会規則第1号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月28日富山市教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日富山市教育委員会規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

富山市立公民館使用承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市教育委員会

住所又は所在地

氏名又は名称

電話 ()

次のとおり富山市立

公民館の施設を使用したいので申請します。

| 使用日時 | 使用施設 | 集合予定人員数 (市外に住所を有する者数) |
|------------------------|------|--------------------------|
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | () |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | () |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | () |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | () |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | () |
| 使用目的 | ※使用料 | 円 |
| 減免を受けようとする理由 | | |

備考 ※印欄は記入しないこと。

様式第2号(第5条関係)

富山市立公民館使用承認書

年 月 日

様

富山市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました富山市立 公民館
の施設の使用については、次のとおり承認します。

| 使用日時 | 使用施設 | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 | | |
| 使用目的 | | 使用料 円 |
| 使用の条件 | 1 富山市公民館条例、同施行規則及び職員の指示事項を守ってください。 2 使用後の整理及び原状復帰はすべて使用者が行ってください。 | |

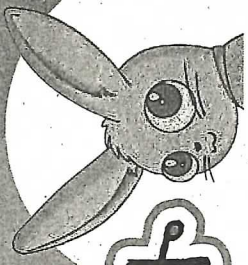
備考 ※使用の際は携帯し職員の要求があったときは、提示してください。

富山県内のすべての公立公民館サイト

とやま公民館学遊ネット

<http://www2.tkc.pref.toyama.jp/kouminkan/>

とやま公民館学遊ネット



各公民館の紹介ページ

あなだに
ふるさと情報を
お届けします!

公民館のイベント

イベントカレンダー
公民館のお知らせ、イベント予定をカレンダー形式で見ることができます。

学遊ネットからの情報発信

イベント情報
公民館周辺のイベントを表します。

講座情報

地域の講座を紹介しています。

地域映像館

デジタル映像ライブラリーより地域の映像を紹介しています。

ふるさと散歩

公民館周辺の文化財、施設、団体・サークルを紹介しています。

公民館だよりハ資料

ふるさと資料
公民館だよりや、地域の資料、報告書などを掲載しています。

トップページ

公民館のご紹介

公民館の案内や特色を紹介しています。

公民館からの情報発信

公民館からのお知らせ
お知らせやイベントの情報を発信しています。

トピックス

講座や行事、サークル活動などの報告を発信しています。

施設の紹介

当公民館について
利用時間、利用案内、主要設備等、施設の詳細情報を見ることができます。

公民館をさがす

公民館名でさがす

公民館名を入力して検索ボタンを押します。

市町村名でさがす

市町村名を入力して検索ボタンを押します。地図の上にある、市町村名をクリックしても検索できます。

公民館からの新着情報

お知らせ

各公民館から新しく登録された情報や資料を見ることができます。

ご近所情報をチェック

あなだのご近所情報

ご近所の住所を登録しておく、近くの公民館や、イベント情報が表示されます。

